

みんながつながる 協働のまち やまのべ

～未来につなぐ 自慢のまち～



第5次 山辺町総合計画

平成29年12月

2018年 → 2027年

INDEX

3 ごあいさつ

5 今、そしてこれからの山辺に想うこと

8 第1部 基本構想

- 9 1章 計画策定の主旨
- 10 2章 山辺町の現在の姿と将来の見通し
- 13 3章 目指すまちの姿
- 15 4章 大切にしていきたいこと
- 23 5章 施策の大綱
- 27 6章 土地利用構想
- 30 7章 周辺市町とのつながり

32 第2部 基本計画

- 33 施策の体系
- 34 施策大綱 1. 一人ひとりの充実した暮らしを育むまち
 - 34 主要施策 1-1 コミュニティ
 - 36 主要施策 1-2 保健・医療
 - 39 主要施策 1-3 子育て支援
 - 42 主要施策 1-4 地域福祉
- 44 施策大綱 2. 学び合う文化が息づくまち
 - 44 主要施策 2-1 学校教育
 - 47 主要施策 2-2 生涯学習
 - 49 主要施策 2-3 地域間交流
- 50 施策大綱 3. 安全で安心して暮らせるまち
 - 50 主要施策 3-1 防災・危機管理
 - 52 主要施策 3-2 住環境(住宅、移住定住等)
 - 55 主要施策 3-3 道路・河川
 - 57 主要施策 3-4 都市整備(まちづくり、交通等)
 - 60 主要施策 3-5 防犯・安全
- 61 施策大綱 4. 活発な産業活動を推進するまち
 - 61 主要施策 4-1 商工業振興・観光振興
 - 64 主要施策 4-2 農林水産業振興
 - 67 主要施策 4-3 ブランド力向上
- 69 施策大綱 5. 人と自然が共生する資源循環型のまち
 - 69 主要施策 5-1 自然環境
 - 72 主要施策 5-2 エネルギー・リサイクル
- 74 施策大綱 6. 実効性のある行財政の推進
 - 74 主要施策 6-1 町民に開かれた行政
 - 76 主要施策 6-2 行財政運営
 - 78 主要施策 6-3 広域連携

80 第3部 資料編

- 81 1. 策定体制
- 85 2. 策定経緯
- 87 3. 審議会条例
- 89 4. 委員名簿
- 95 5. 町の概要

第5次山辺町総合計画

ごあいさつ

第5次山辺町総合計画の策定にあたって

本町は、平成19年3月に10年間の町づくりの計画として第4次山辺町総合計画を策定し、これまで、基本理念である「きらりと輝き続ける、協働のまちづくり」の実現に向けて、各種施策、事業を進めてまいりました。

町内では、10のブロック協議会が立ち上がり、交流が深まっています。様々な行事を共に行うことにより、協働の絆がより確かなものになっていると、頼もしく感じております。

その一方で、人口減少・少子高齢化は急速に進み、地域経済などの本町を取り巻く社会情勢は、めまぐるしく変化しています。また、東日本大震災以降、安全安心なまちづくりの意識はより一層高まっております。

このような状況の中、新たな10年間のまちづくりの基本となる「第5次山辺町総合計画」を策定したところでございます。

「第5次山辺町総合計画」の策定にあたっては、「やまのべ総合戦略」における多角的な現状分析、人口ビジョン等を計画に反映させるとともに、町民アンケートの実施、総合計画策定住民委員会による提言、振興審議会による議論、パブリックコメント等により、町民の皆様から策定に関わっていただき、計画づくりを進めてまいりました。

10年後を見据えた新たな計画を基に、人のぬくもりを感じられる交流をとoshi、町民の皆様の英知を結集しながら、さらなる発展を目指してまいります。

結びになります。本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御協力をいただきました町民の皆様、そして、多大なる御尽力を賜りました山辺町振興審議会委員の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成30年(2018年)3月

山辺町長 遠藤 直幸



答申のことば

本審議会は、山辺町長から、将来の望ましい町づくりの目標を明確にして、総合的かつ計画的に推進するため、平成28年8月9日に「第5次山辺町総合計画策定」について諮問を受けて以来、これまでに計6回の審議を重ねてまいりました。

審議会においては、町民アンケートによる町民皆様方のご意見や総合計画策定住民委員会でご協議いただいたご意見を受け止め、少子高齢化による人口減少、急速にグローバル化が進む世界経済の影響など、山辺町を取り巻く環境の変化も踏まえながらこの先10年間のまちづくりの指針について考慮し、審議してまいりました。

平成27年10月に策定された「やまのべ総合戦略」において、「子どもと育つ町」と「高品質で町づくり」を大きな柱としていることを踏まえ、新たに『みんながつながる協働のまち やまのべ』を基本理念とし、引き続き重視していく点を大切にしたいこととして、「子育てと元気のまち」「こだわりの『ものづくり』のまち」「協働と安全安心のまち」の3つのテーマを新たに設けました。これらを横断的な施策として展開する方向性を示し、「未来につなぐ」思いを答申させていただいたところです。

つながりを大切にするまちづくりを実現していくためには、人口の減少を抑制し、人と人のふれあいを育てていく必要があります。“つながり(る)”をキーワードとして、今後とも協働のまちづくりに、最善の努力をされるよう期待いたします。

最後に、お忙しい中ご協力いただいた振興審議会委員並びに関係各位の皆様方のご尽力に対し、心から感謝を申し上げます。

平成30年(2018年)3月

山辺町振興審議会 会長 齋藤 邦彦



地元産業の活性化、町民雇用の促進で経済的な活性化を進めてもらいたい。

高齢者に優しい福祉の充実をお願いしたいです。

私たち町民が、もっと町づくりに積極的に関わっていきたい。自分たちの町だからね。理想は町民先導の町づくり！

広く知られていない町の魅力を発見して、どんどんアピールしていくことが不可欠だと思う。

町民の皆さんに伺いました

今、そして山辺に

「待機児童」は、山辺町でも目の前の切実な問題。子育て世帯に優しい町をお願いします。

町外からの来訪者が楽しめる場づくり、魅力づくり！

なんといっても、安全安心に暮らせる町が一番です！

町の歴史を紐解くと、さまざまな発見があるはず。ぜひ、みんなで学ぶ機会をつくっていききたい。

高齢化しているのだから、ますます健康を支える施設を充実してほしい。スポーツ施設や温泉などが充実すれば、みんなが集まる場所にもなる。

町外に、県外に、そして世界に“YAMANOBE”を知ってもらいたい。その第一歩を！

備えあって憂いなし！ 自然災害に対する組織的な防災の仕組みづくりを、さらに進化させていってほしい。

夫婦が協力して子育てをしていけるような町づくりをお願いしたい。

若い人が「住み続けたい」と思える町がいい。若者の声をもっと聞ける環境があるといい。

これからの 想うこと。

年代を問わず、笑い声の絶えない穏やかな町になってほしいですね。

畑谷城などの観光資源をもっとアピールしていきたいね。

魅力のある町にこそ、人が集まり、住みたいと思う。やまのべの魅力をみんなで協力して作っていきたいです。

町の歴史を若い層の方にもっと知ってもらえる機会をつくっていききたい。住んでいる土地に根付いているものに触れることが、郷土愛への第一歩！

良質なものはいろいろあるけれど、○○な町「やまのべ」という、際立って目立つものがまだないですね。しっかりアピールするといんじゃないかな。

実はスポーツ施設が充実しているやまのべ。もっと使いやすくしてくれると嬉しいな。

やっぱり賑やかな商店街が復活してほしいね。山間部も集落の消滅の危機。町全体、人のつながりというものを一番に考えていくことが大事なんじゃないかな？

水の恵みは、やまのべの宝。10年先も守り続けたいと思います。

「子育てしたいと思える町」が、未来の豊かな町づくりの第一歩だと思います。

官民の一体感をもっと作っていただければと思うな。それぞれが別々に動くのではなく、一つの大きな力になるようにね。

「技術力の山辺」は、一朝一夕に実現できるものではない、誇れるものだと思います。

町外の皆さんの活発な来町を、経済活性化の糸口に！

地域活動に積極的な町民が増えている。そのパワーを活用して、もっと活気のある町へ！

町外の若い人たちが、住んでみたいと思って転居してくれるような町がいいね。

おじいさん、おばあさんもイキイキと過ごせる街を計画してほしい。

周辺都市との連携活発化。より広い枠組みで共に生きていく意識づくりが不可欠では。

山辺の潜在的な観光力をしっかり掘り起こしていければ。素晴らしいものはたくさんある。

第 1 部

山辺町基本構想

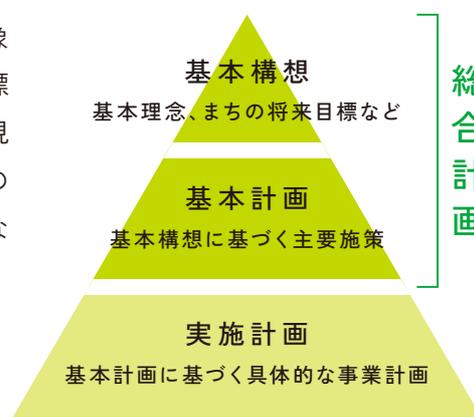
1 章 | 計画策定の主旨

総合計画とは

総合計画とは、現在の町の状況やこれまでの取り組み、社会の情勢などさまざまな角度から町を見渡し、総合的かつ計画的に行政運営を進めていくための長期的なまちづくりの方針を定めるものです。

「基本構想」と「基本計画」の2つで構成されています

総合計画は、まちの目指す基本理念、将来像及びこれを達成するためのまちづくりの基本目標などを示した「基本構想」と、その基本構想を実現するための主な取り組みを示した「基本計画」の2つで構成されています。この2つを基本的な指針として、具体的な事業計画である「実施計画」が立てられます。



平成30年からのおおむね10年間の本町の方向性を定めた計画です

総合計画の目標年次（効力をもつ期間）は、平成30年度から10年間。ただし「基本計画」は、社会情勢の大きな変化などと照らし合わせて、改定の必要性があると判断した際には、いつでも見直しできます。

また具体的な事業については、3ヶ年ローリングによる実施計画に基づいて、様々な事業が推進されます。

年度 平成（西暦）	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)
基本構想	← 10年間適用 →									
基本計画	← 社会情勢などにより年次中改定も可能 →									
実施計画	← 3ヶ年ローリングによる事業推進 →									

2章 | 山辺町の現在の姿と将来の見通し

位置

本町は山形県の内陸部南西側に位置し、北は中山町、大江町、南東は山形市、南西は南陽市、白鷹町、西は朝日町に隣接しています。



総人口：14,369人 (平成27年国勢調査)

年齢別に分けると、以下の通りとなります。

[平成27年時点] (不詳を除く)

- 0～14歳：1,703人
(構成比12.3%) (平成17年から0.6%減)
- 15～64歳：7,818人
(構成比56.2%) (平成17年から4.6%減)
- 65歳以上：4,381人
(構成比31.5%) (平成17年から5.1%増)

平成17年の総人口は15,415人であり、1,046人減少しています。平成17年の年齢3区分別人口比を比較すると0～14歳、15～64歳が減少しているのに対して、65歳以上が増えており、全国的な傾向である少子高齢化は本町でもみられます。

気候について

「亜寒帯湿潤気候」に属し、「日本海側気候雪国気候区」に分類されます。夏季には時折、内陸の盆地特有の著しい高温状態がみられます。

東側の平野部の積雪量は雪国山形県内でも少ない目ですが、西側の中山間部は平野部より気温も低く、積雪100cmを超える豪雪地域となっています。

総就業者数：7,188人 (平成27年国勢調査)

産業別に分けると、以下の通りとなります。

[平成27年時点]

- 第1次産業：435人
(構成比6.1%) (平成17年から2.9%減)
- 第2次産業：2,202人
(構成比30.6%) (平成17年から4.0%減)
- 第3次産業：4,551人
(構成比63.3%) (平成17年から6.9%増)

産業別にみると平成17年と比較して、第1次産業、第2次産業の割合が低下しているのに対して第3次産業の割合が増加しており、農林漁業や製造業に従事する人が少なくなっています。

産品

高い技術に裏打ちされたものづくり産業から、町の豊かな自然が生み出す高品質の農産物、料理まで、多様な産品を生み出しています。

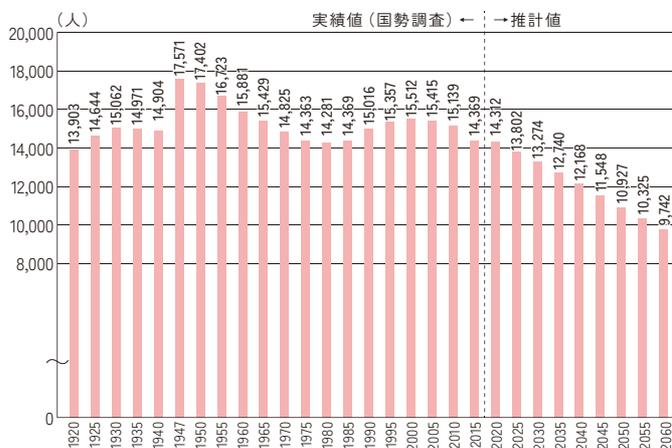


本町の人口は減少が続く見通しです

本町の人口は平成27年10月1日現在で14,369人となっています。過去から現在、将来にかけて本町の人口は右図のような推移を見せており、第二次大戦直後の1947年が最も多く、以降高度成長期にかけて減少が続いていましたが、1980年頃から増加、現在はピークも過ぎて減少に転じつつあります。

2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値ですが、一貫した減少傾向が続き、2025年には1920年時点のこれまでの最少人口を下回り、2060年には1万人を割り込むと推計されています。

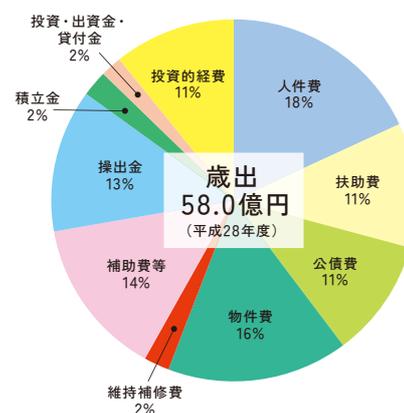
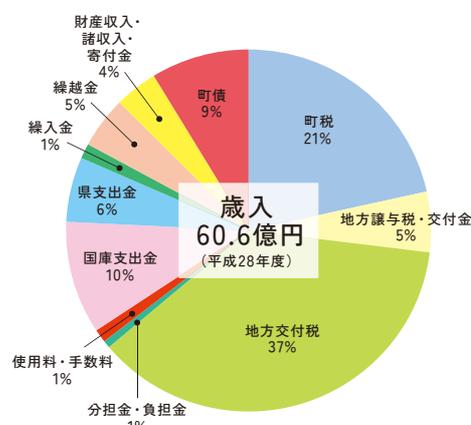
長期人口動向（2015年以降は社人研推計値）



これまで以上に行財政改革の推進が必要です

平成18年度からの行財政改革の取り組みによる事務事業の見直しにより、経費の削減に努めているものの、歳入の根幹をなす町税は横ばいが続いています。このような中、少子高齢化社会の進行などにより、歳出における扶助費、人件費及び公債費を合わせた「義務的経費」の割合が高まり、財政の硬直化がさらに進むことが懸念されます。

さらに、人口減少などにより公共施設等の老朽化に要する人口一人当たりの中長期的な費用が上昇することが見込まれるため、公共施設等に対する適時適切な投資及び管理を図ることがこれまで以上に求められています。このような中、効率的で質の高い行政サービスを提供するためにも、引き続き行財政改革を推進する必要があります。



財政指標			
指標	財政力指数 (3年平均)	経常収支比率 (%)	公債費比率 (%)
年度			
平成26年度	0.36	94.7	15.6
27年度	0.36	92.8	14.5
28年度	0.37	94.6	14.2

町民のまちづくりへのニーズは、 子育てや産業、安全安心など多分野に渡ります

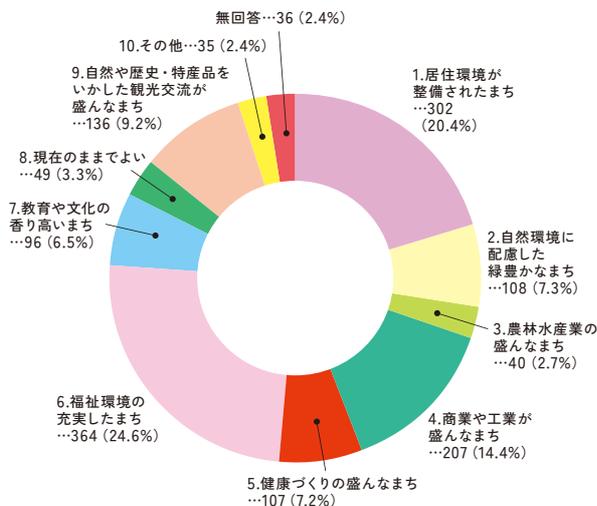
本町の現状や将来のまちづくりに対する町民の意識やニーズを把握し、今後のまちづくりに反映するため、町民を対象にアンケートを実施しました。

アンケートの結果から読み取れる町民の意識や思いは、居住環境や福祉の充実とともに商業や工業が盛んな町であってほしいという将来像とともに、「雇用の場の確保」、「子育て支援施設などの整備」などが高く求められています。

さらには少子化を背景とした子育て環境の充実や、多発する自然災害に備えた安心して過ごせる災害に強いまちづくりへの関心が高い状況にあります。さらに地域活動に「参加している・参加したい」人は半数を超えています。

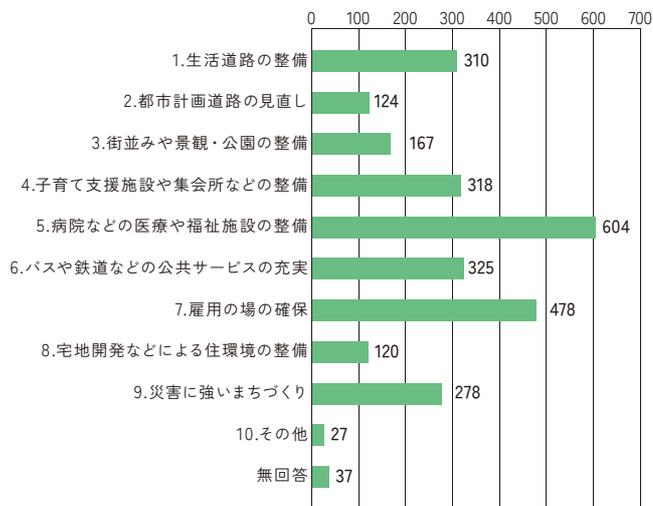
●本町の将来像

- ・福祉環境の充実したまち
- ・居住環境が整備されたまち
- ・商業や工業が盛んなまち



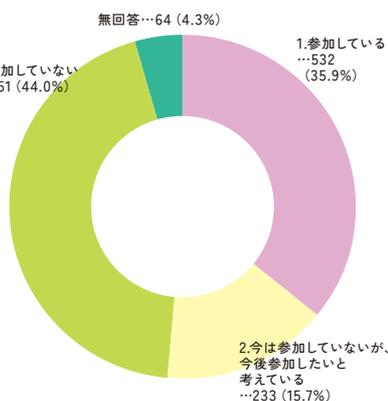
●今後、本町として特に力を入れてほしいこと

- ・医療や福祉施設の整備
- ・雇用の場の確保
- ・公共サービスの充実
- ・子育て支援施設などの整備
- ・生活道路の整備
- ・災害に強いまちづくり



●地域活動への参加状況

- ・地域活動に参加している
 - ・参加したい人
- を合計すると過半数に上ります。



3 章 | 目指すまちの姿

まちづくりの基本理念

本町が今後10年の間に取り組むまちづくりの基本理念を、次のように定めます。

みんながつながる 協働のまち やまのべ
～ 未来につなぐ 自慢のまち ～

「人」と「人」がつながる。

際限なく広がる「世界」とつながる。

まちを形づくってきた「文化」とつながる。

そして、子ども達に残したい自慢の山辺町を、

「未来」につなげる。

これからの10年、山辺町は、

まちを形づくる一人ひとりの町民の皆さんと

さまざまなものの「つながり」を見つめ、

その中にある価値を見い出しながら、

自慢できる山辺町をつくり続けていきます。

まちづくりの基本目標

本町の基本理念を具現化するため、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

○町民と行政、町民同士が豊かにつながる町を目指します

これからのまちづくりは、町民と行政の協働によって、地に足のついた効果的なまちづくりを進めていくことが大切です。今後も少子高齢化・人口減少が進む中でも、心豊かな生活を送れる地域を形づくっていくために、町民同士のつながりづくりに注力していきます。

○積み重ねてきた歴史や取り組みを、次の世代につなげていきます

成長を続けていくために、本町の個性を発揮していくことが大切です。そのために、本町が培ってきた歴史や伝統に照らし合わせて、将来を見据えた新しい取り組みを進めていきます。

あわせて「第4次総合計画」の施策などこれまでの取り組みも、その有効性を見極めながら継承していきます。

○町内外のつながりを大切にしたい取り組みを進めていきます

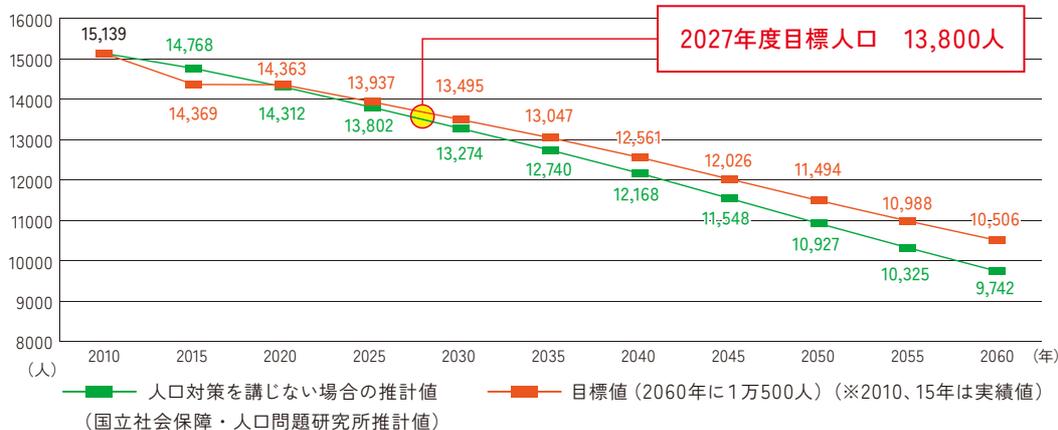
本町は、県都山形市に隣接しています。町民が日常生活を送る生活圏は、本町の内外に広く展開しており、行政の境界を越えた広域的な連携の推進が欠かせません。

また、まちづくりの視点からも、町内に限らず、町外の方々の協力を得て本町の取り組みを発信していくなど、町内外のつながりを引き続き構築していきます。

将来人口目標

本町では、住宅地の開発整備が一段落する中、出生率の低下や転出人口の増加などによる人口減の傾向が強まっていくものと予想されています。人口減少社会の中で、つながりを大切にするまちづくりを実現していくためには、人口の減少を抑制し、人と人とのふれ合いを大切に育てていく必要があります。

本町の目標とすべき将来人口については、平成27年に策定したやまのべ人口ビジョンにおいて設定した目標人口（2060年時点で1万500人）を採用し、計画期間の2027年時点で1万3,800人と設定します。



4章 | 大切にしていきたいこと

町民アンケートにおいて、第4次総合計画で示した施策について町民と町職員が思う重要度・満足度を聞き取りました。また、平成27年に策定した「やまのべ総合戦略」においては、「子どもと育つ町」「高品質で町づくり」を大きな柱としていることを踏まえ、引き続き重視していく点を、「大切にしていきたいこと」として3つにまとめました。

今後10年間、これら3つのことを大切にしながら、それぞれの分野の施策に取り組んでいきます。

大切にしていきたいこと

1. 子育てと元気のまち

2. こだわりの「ものづくり」のまち

3. 協働と安全安心のまち

1. 子育てと元気のまち

すべての子ども達が健やかに育つ町でありたい。そして今の子ども達が大人になる頃には、さらに自慢のできる山辺町をプレゼントしたい。

次の世代に軸足を置いて町を考えることは、より活発で、誰にとっても優しい町を形づくることにつながります。

子どもから大人まで、地域住民同士が互いの価値を尊重し、関わり合いながら暮らす山辺の文化を、次の世代につないでいくことを目指します。



2. こだわりの「ものづくり」のまち

実直で我慢強く高い志を持ち、夢が実現するまで貫く精神力。この“山辺人”の気質は、本町の商工業や農業など、山辺町が誇る「ものづくり」の技術に脈々と受け継がれてきました。

これらを大切に守り、さらには新たな息吹を吹き込み、町内外の人々からの信頼を得ていき、自信を持って「山辺町」を内外に発信する取り組みを進めていきます。



3. 協働と安全安心のまち

緊急を要する事態は、常に穏やかな日常の延長線上にあると考えることが不可欠です。

地域コミュニティの推進は、安全の取り組みの一翼を担うものであり、日頃から充実したつながりのある町を形成していきます。

また、すべての安全対策について、本当に実効性がある取り組みか、あらゆる角度から検証を重ね、精度を高めることで、町の安全を実効性のあるものにしていきます。



1. 子育てと元気のまち

子ども達の豊かな生活と環境づくり

現状と課題

- ①少子化により、ともに学んだり遊んだりする相手が減り、子ども達が生活の中で多様な価値観に触れる機会が減少しています。
- ②学校でも生徒数が少ない場合、多くの人の中で切磋琢磨したり、多様なものの見方を学ぶことが難しくなっていきます。
- ③核家族化の増加などの変化により、世代間交流や地域における人間関係の希薄化など、子育てに関わる環境が著しく変化しています。



主な取り組み

- ①従来年上の子ども達から継承されていた遊びや、地域活動に含まれるさまざまな体験に触れる機会の創出を目指します。また、同じ年や近い年齢の子ども達同士のつながりのほか、地域のお年寄りや学生などに力を借りて、遊びなどに関わり合う仕組みづくりを目指します。
- ②学校の統廃合や遊び場づくりなどを検討し、仲間と遊び、学び合う環境づくりを推進することで、さまざまな考え方に触れ合い、学びを深めていくことを目指します。
- ③「三世代まちなか同居・近居」の推進など、子ども達が家族の中で安心して過ごせる環境を整備していきます。また、家庭を原点に地域全体が協働し、安心して子ども達を産み育てることができるまちを目指します。



人のつながりを生み出す

現状と課題

- ① 職場や家庭以外の、人が交流し文化が形成される場となる第3の居場所（サードプレイス※）が本町には不足しています。
- ② 家に閉じこもりがちで生活圏が狭い高齢者の、地域や世代間のつながりの少なさが指摘されています。
- ③ 国際化が進み、人の交流が活発になる中、町内とともに、町外や県外、国外まで含めた、人と人をつなぐ取り組みが求められています。

主な取り組み



- ① 運動施設など、誰もが自由に訪れ、その時々集まる人々と交流できる、サードプレイスの候補となる既存施設の積極的、発展的活用を進めていきます。
- ② 生涯学習を接点として、高齢者が地域や多世代の人々とのつながりを実感し、生きがいを感じられるきっかけづくりを進めていきます。
- ③ 町外や県外、さらには外国の人々とのつながりづくりに積極的に取り組んでいきます。教育現場でのALT（外国語指導助手）の活用をはじめ、異文化交流の機会を増やしていきます。

※サードプレイス：家や職場以外で、様々な役割を離れ、一個人としてくつろぎ交流することのできる居場所。

共に支え合える仕組みづくり

現状と課題

- ① 共働き家庭の増加、就労形態の多様化などに伴い、子育て環境の不足が指摘されています。
- ② 祖父母との近居や町内への移住を検討している人のため、子育て世代の需要にあった住まいの確保など、より暮らしやすい環境づくりが求められています。
- ③ 高齢世代の単身世帯が多くなっています。

主な取り組み



- ① 家庭を支える環境の充実を進めていきます。
- ② 「三世代まちなか同居・近居」の実現や若い世代が求める住まいの供給など、町内に子育て世代に住んでもらえる取り組みを進めていきます。
- ③ 高齢単身者も地域で支える、地域のコミュニティづくりを通して、共に支え合える環境を構築していきます。

2. こだわりの「ものづくり」のまち

新たな価値の醸成

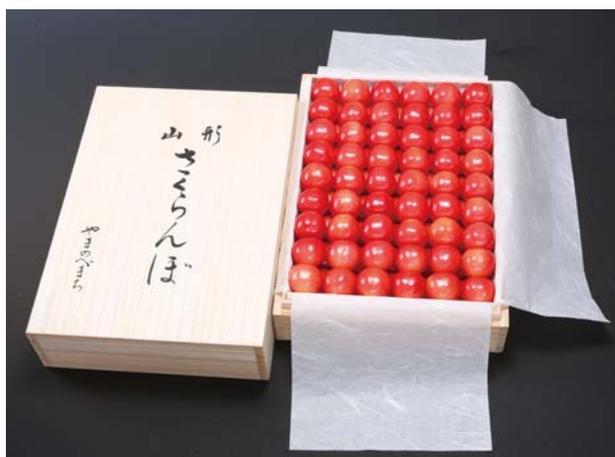
現状と課題

- ①本町には高度な技術から生まれた製品や、高い評価を得ている農産物があり、これらを安定的・継続的に供給する能力をより高めていくことが求められています。
- ②産業をさらに成長させるためにも、県内外への戦略的な情報発信が求められています。
- ③本町には、すだまりなどの食文化、ニットなどの繊維産業、玉虫沼などの観光資源があり、これらの知名度向上や集客につなげていく必要があります。



主な取り組み

- ①製品・農産物に付加価値を付けることで、新たな価値づくりを行います（新たな発想の製品開発や名物料理、新しい加工方法の開発など）。
- ②本町の製品・農産物の発信について、対象を定めた効果的なマーケティングの実施体制を整えます。
- ③既存の文化、産業、資源を、多くの人を惹きつける魅力あるものにするために、より良いものに磨き上げていきます。



ものづくり文化エリアの形成

現状と課題

- ① 町民が必要な生活用品を購入できる商店数が減少傾向にあります。
- ② 観光客などの立ち寄り需要が見込める観光施設が少ない状況であり、観光資源の有効活用が求められています。
- ③ 山辺の食文化の発信をより強化し、認知度の効果的な向上が求められています。



主な取り組み

- ① 空き店舗などの活用に向けて、創業支援をはじめとする取り組みを進めていきます。
- ② 商業的な活性化と町外への情報発信を目指した、人やものが集まる文化の中心部となるエリアづくりを進めていきます。
- ③ 食を通して、町民の郷土への愛着を高めるきっかけづくり、町外への発信を行います。山辺で長らく親しまれてきた食文化を継承する取り組みを進めていきます。

担い手の確保・育成・支援

現状と課題

- ① 急速な高齢化や不安定な経営に起因する農業などの継業*が滞っており、担い手が減少傾向にあります。
- ② 高度な技術を伴う町内のものづくり文化において、次の世代に技術と文化をつなげていくための担い手の確保が求められています。



主な取り組み

- ① 担い手の育成では、農業分野における法人化や6次産業化などを通じた農業所得の安定化や、商工業分野における専門的な知識や技術の習得の支援などに取り組んでいきます。
- ② 担い手を確保するため、技術を伝承し産業を「継業」していく担い手を広く集める仕組みを構築します。

※継業：事業や会社を引き継ぐこと。特に親族や従業員以外の一般的な後継者ではない第三者が引き継ぐこと。

3. 協働と安全安心のまち

地域コミュニティづくり

現状と課題

- ① 町民同士の「つながり」の減少、人との関わりを避ける現代の社会全般の風潮、地域を引っ張っていくリーダーの不在など、複数の理由による地域コミュニティの希薄化が見受けられます。
- ② インターネットなどの発達により、人のつながりを重視せずとも、一定の充実した生活が送られる現代の実情は、災害時などに、町民同士が連携を図ることができない危険性をはらんでいます。
- ③ 地域における防災活動への参加意欲を高めるために、町民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。



主な取り組み

- ① 地域コミュニティづくりのための地域活動を支援します。リーダーシップを持つ町民と町の協力関係をつくり、町民の活動を支援していく仕組みを構築します。
- ② 災害時の町民同士の連携、単身高齢者の生活安全、消防団などの防災組織の維持、防犯対策など、地域の安全、安心を守るための取り組みを実行する地域コミュニティの形成を目指します。
- ③ 地域、学校や事業所での防災教育、イベント機会を活用した情報提供などを通じて、町民の防災意識を向上させる取り組みを進めていきます。



災害時に効果を発揮する対策

現状と課題

- ①自然災害に対する防災対応や、防災訓練の実施など、ハードとソフト両面で防災の取り組み強化が求められています。
- ②災害が生じた際に重要となる、消防団をはじめとする地域の防災力の強化が求められています。

主な取り組み



- ①想定外の大規模災害を視野に入れた自治体間の連携協定の強化をはじめ、自然災害に対する防災対応や避難訓練などの実効性の検証を行うとともに、河川整備や浸水対策などの災害対策の強化に努めます。
- ②地域防災力の向上のため、消防団の充実強化や自主防災組織の育成強化に努めます。

生活と自然の安全を築く

現状と課題

- ①防犯、交通安全面の問題、特定空き家※など環境・景観面の問題、除雪問題など、多くの生活上の問題への対応が求められています。
- ②救急時の対応など、町民の緊急時対応について、充実が求められています。
- ③手入れが十分に行き届いていない里山の自然保護が課題となっています。また、有害鳥獣の捕獲などにあたる人員も不足しています。

主な取り組み



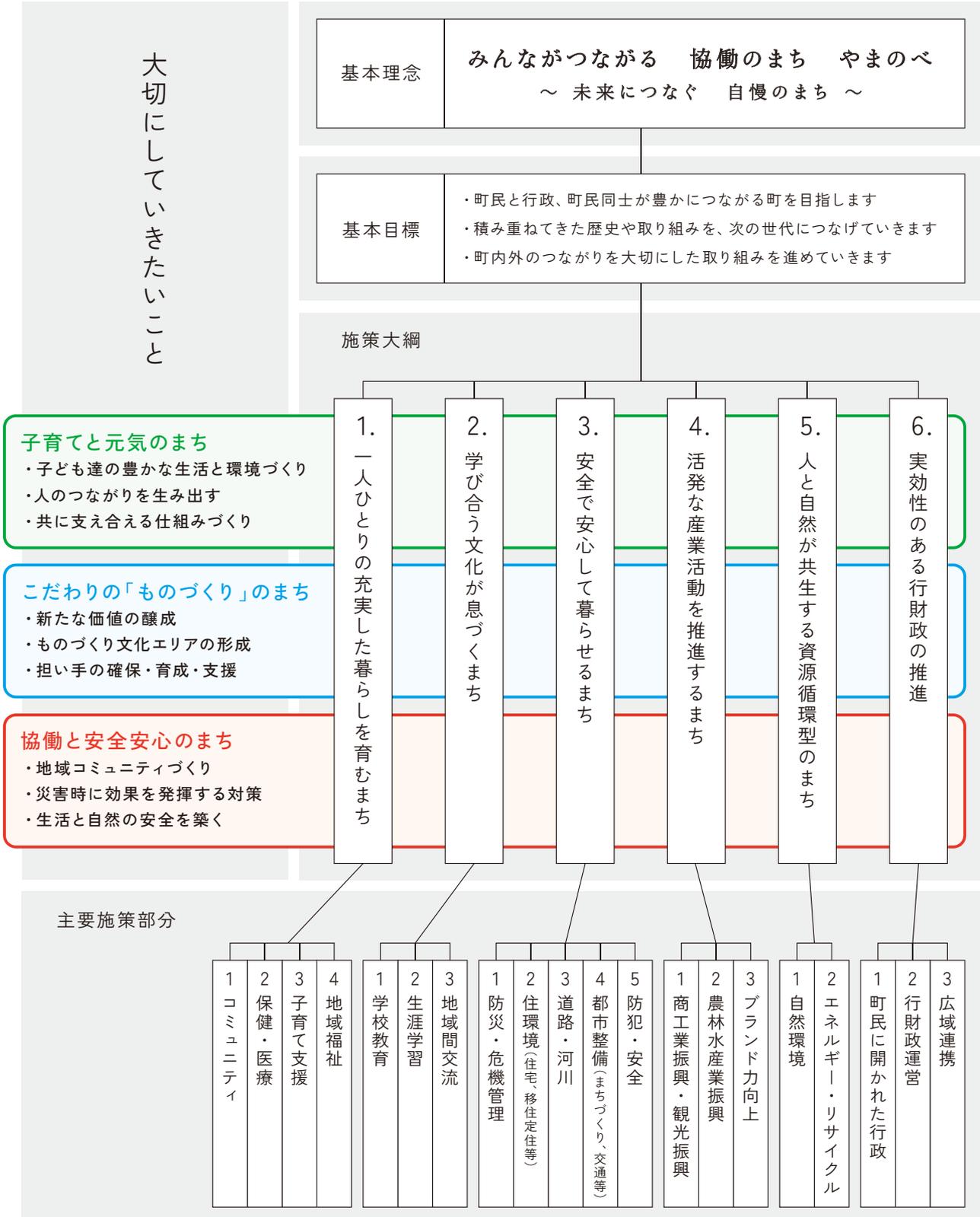
- ①行政と地域、各種コミュニティのつながりによって、見守りや特定空き家対策、除雪をはじめとする生活上の問題へ対応する支援体制を構築します。
- ②町民の安全で健康的な生活を支える仕組みづくりを進めていきます。とくに、現在も取り組んでいる高齢単身者に対する支援、緊急時のドクターヘリの運用などの取り組みを継続して行っていきます。
- ③自然保護のために必要な知識・スキルを持つ人材の確保、育成に取り組んでいきます。里山の再生などによる、自然保護施策も進めていきます。

※特定空き家：倒壊や著しく危険となるおそれがあるなど、放置しておくことが不適切と認められる空き家。

5章 | 施策の大綱

本町の目標などの実現を目指して、以下のように各分野別に方針を定めて、施策の大綱として取りまとめ、これを積極的に進めていきます。

第5次総合計画の体系図



1. 一人ひとりの充実した暮らしを育むまち（コミュニティ・保健・医療など）

- ◆地域コミュニティを基本に築かれてきた助け合い、支え合いの上に町民と行政による協働を発展させながら、子育て支援、障がい者支援、高齢者福祉、男女共同参画などの取り組みを進めていきます。
- ◆高齢化の更なる進行、共働き世帯の増加などによる地域の変化に対応しながら、生活にもっとも身近な地域コミュニティの構築を今後とも引き続き支援するとともに、地域を越えたつながりづくりにも取り組んでいきます。
- ◆多様な町民ニーズに応えていくために、医療福祉など様々な面での県や周辺市町と連携した取り組みや、時代の変化に対応した新たな考え方に基づく取り組みを推進し、高い満足度が実感できるまちづくりに引き続き取り組んでいきます。

2. 学び合う文化が息づくまち（学校教育、生涯学習など）

- ◆子ども達が学校や地域でいきいきと育まれるための教育環境と生活環境の充実を図るとともに、子ども目線で子ども達が仲間と遊び学び合う環境づくりなどを進めていきます。
- ◆スポーツや生涯学習の観点からは、健康な心身をつくるとともに、世代を問わず交流を通じた人とのつながりづくりや、地域貢献といった大きな展開につなげていけるよう取り組みを進めていきます。
- ◆地域間交流では、教育、文化、経済など多分野において、民間事業者、団体などを含めた総合交流を進めていきます。

3. 安全で安心して暮らせるまち（防災・危機管理など）

- ◆本町の豊かな資源、優位な立地性を活用し、定住の地としての愛着を感じてもらい、暮らし続けるのによい地域と感じてもらえるまちづくりに取り組んでいきます。
- ◆生活を支える道路、公園などのインフラや公共交通のネットワークなど、将来に渡り継続的に維持していくための取り組みを進めていきます。
- ◆災害への対応、交通安全や防犯の面から、地域の自主的な取り組みを支援し、行政の危機管理、町民自らの防災対応といった自助・共助・公助による安全安心確保の一層の強化に取り組んでいきます。

4. 活発な産業活動を推進するまち（商工業振興・農林水産業振興など）

- ◆本町では産業資源の活用、活性化を進めるとともに、イベントや自然環境を活かした観光面や交流環境を含めた付加価値の形成、新たな起業支援や雇用対策の推進に取り組んでいきます。
- ◆高品質な技術を価値につなげるブランディング※を積極的に展開し、町内外の人材活用による産業の活性化および担い手不足の解消に取り組んでいきます。
- ◆本町の商業、観光などの活性化にむけた産業間のつながりや、来町者や町民の生活利便性向上に資するエリア形成の取り組みを進めていきます。

※ブランディング：競合するものがある中で、ある商品やサービスを選択してもらえるよう、顧客によいイメージを浸透させる戦略的な取り組み。

5. 人と自然が共生する資源循環型のまち（自然環境、エネルギーなど）

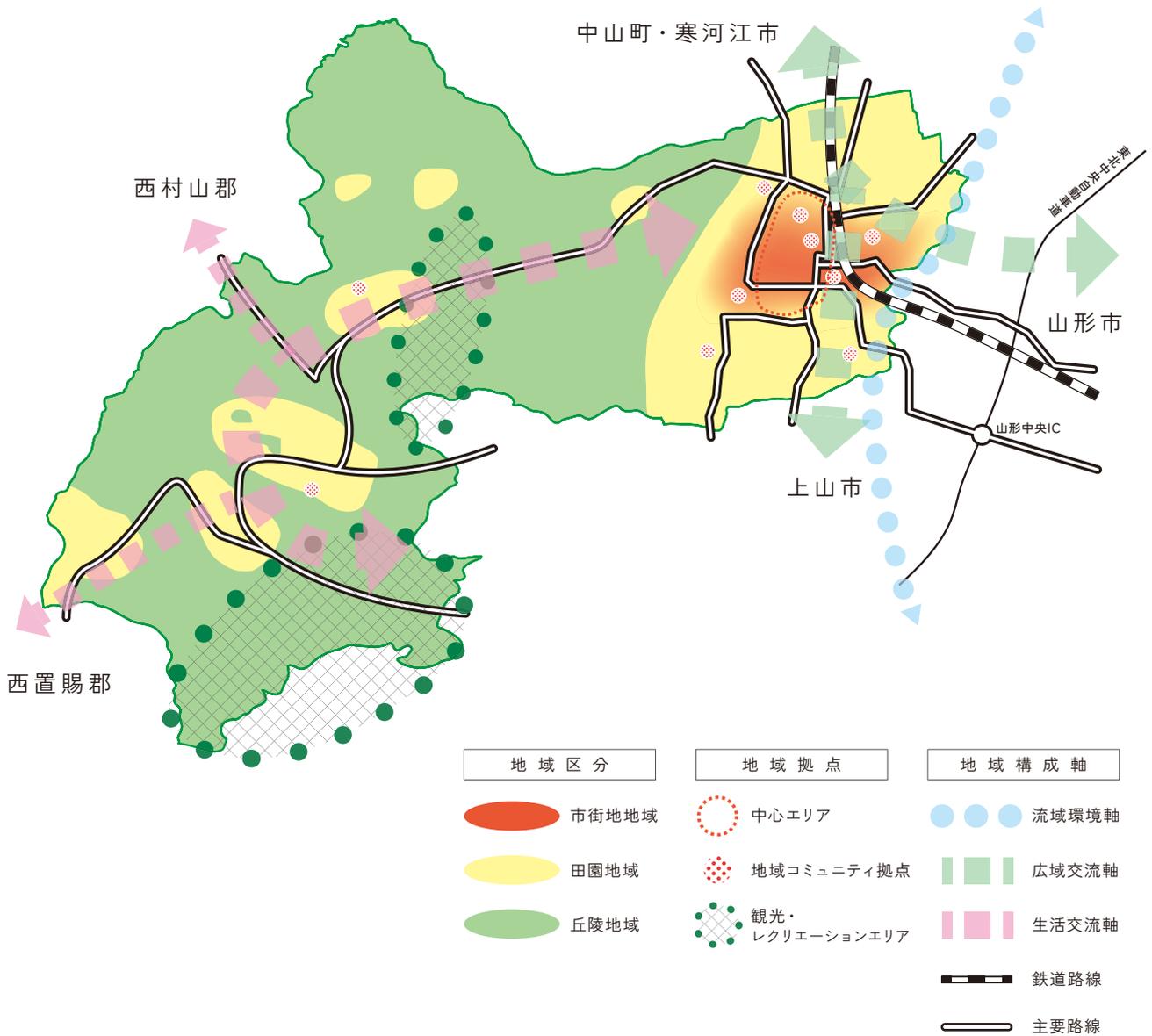
- ◆ エネルギー消費やごみの排出削減などに対する意識啓発を進め、町民一人ひとりや民間事業者が実践できる取り組みを支援するとともに、広域での対応が必要な事項について、周辺市町と連携して進めていきます。
- ◆ 水や緑といった豊かな自然環境を、今後とも継続して維持していくことができる仕組みを構築していくとともに、生活空間との両立の確保や観光・教育、防災といった多様な面に寄与するような取り組みを進めていきます。
- ◆ エネルギー対策として、新たなエネルギーを活用する技術水準向上を受けて、活用支援などを進めていきます。

6. 実効性のある行財政の推進（町民に開かれた行政、行財政運営など）

- ◆ 町民生活の向上と活力ある地域社会の構築を図るため、経営感覚を持った質の高い行政運営・行政サービスの精選・町民との話し合いを重視した行政運営を進めていきます。
- ◆ 道路、公園、学校などのインフラの維持管理をはじめ、財源の効果的・効率的な活用や、行政財産の有効活用に取り組んでいきます。
- ◆ マイナンバーをはじめとする個人情報の管理、インターネット上での情報発信など、情報の価値が高まっており、守るべき情報を守り、発信すべき情報を発信するなど適切な情報の扱いを進めていきます。
- ◆ 町民生活の範囲が町内に留まらず広域化してきており、消防や医療をはじめ、さまざまな分野において広域的な行政間連携を進めていきます。

6章 | 土地利用構想

土地利用構想



本町の空間的な特性

本町にはJR左沢線の羽前山辺駅が立地するとともに、まちの中心部を南北に抜ける幹線道路が整備されています。また本町の周辺には、東北中央自動車道が南北に走り、山形中央ICも近傍に位置しています。

本町は地形的には白鷹山、鳥海山などの存在する西側の中山間部、鉄道・幹線道路の通る東側の平地部に大別されますが、河川は、小鶴沢川や摺鉢沢川など東部の須川に流れ込む水系のほか、隣接する朝日町内の最上川に流れ込む水系が存在します。

土地利用としては東部の平野上に市街地と水田が広がるとともに、西部は集落、田園、丘陵が分布する地域となっています。

本町の土地利用構想や空間特性などを踏まえて 基本構造を以下のように設定します。

地域区分の設定

土地利用及び自然特性を踏まえ、町域を市街地地域、田園地域、丘陵地域の3地域に区分し、環境と調和した秩序ある地域整備と効率的・効果的な市街地整備を誘導します。

市街地地域

山野辺城址を中核にして形成された市街地と、その隣接周辺部の地域において、固有の歴史資源や生活・産業資源を活かし、本町の将来展望に立った市街地の整備・誘導を図ります。今後の人口動態やインフラ整備を考慮し、コンパクトな市街地の形成を基本としたまちづくりを進めます。また、点の連携性を高めるため、道路ネットワーク等の整備を図ります。

田園地域

市街地地域の南部と北部に広がる集团的農用地と一体の既存定住地域及び中山間部にある定住地域と周辺農用地において、住居環境及び生産環境の維持・保全を図ります。また、都市と農村との交流等を通じ、農村環境の整備及び農村コミュニティの活性化を図ります。

丘陵地域

本町西側に広がる中山間部の丘陵地域における森林や湖沼、希少動植物等を有する自然については、国土保全、災害防止、水源涵養の観点から保全を図ります。

地域拠点の形成

本町の土地利用や地域特性、交通条件等を踏まえ、町内の主要機能を構成する拠点を形成します。

中心エリア

行政機能、商業機能、産業・情報機能、文化・教育機能等の集積による本町の中心地となるエリアの形成を図ります。特に人の移動の核となる羽前山辺駅周辺について交通面等を含めた環境整備を図ります。

地域コミュニティ拠点

地区の公民館等のコミュニティ施設を中心として、定住地域等生活圏の拠点の形成を図ります。

観光・レクリエーションエリア

県民の森周辺や玉虫沼周辺について、広域的な観光・レクリエーションエリアとしての整備を図ります。

地域構成軸の形成

本町が持っている地域特性を発揮するため、それぞれの地域や地域拠点を機能的に連携させる地域構成軸を形成します。

流域環境軸

本町の東端を流れる須川及び沿岸の流域環境を主軸に、自然環境に配慮した景観・快適性を保全・活用する軸の形成を図ります。

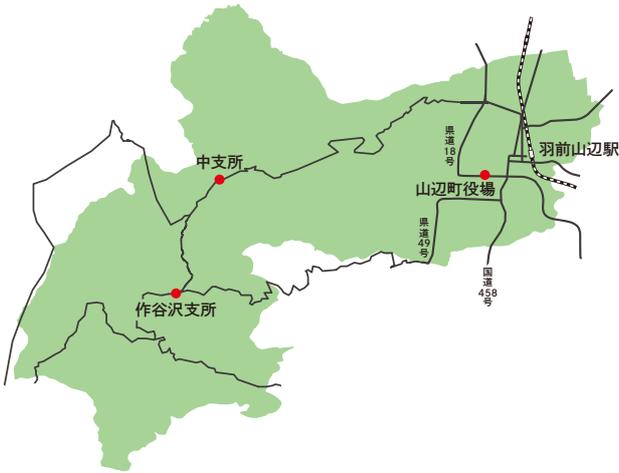
広域交流軸

地域拠点の機能的な連携を創り出し、寒河江市方面から山形市方面をつなぐ鉄道路線と主要道路の交通軸を主軸に、広域的に人・もの・情報等を交流させる軸の形成を図ります。

生活交流軸

中心エリアと地域コミュニティ拠点、観光・レクリエーションエリアをつなぎ、市街地と中山間部・農村部との間で生活・交流の活性化のための連携強化を図ります。

道路・鉄道



東部の市街地を通る鉄道、町内の各地区を結ぶ道路

東部には山形市方面と寒河江市方面を結ぶ鉄道、JR左沢線が延びており、「羽前山辺駅」があります。町役場周辺には、南北に国道458号が通り中山町や山形市、上山市と結んでいるとともに、東西に県道18号、49号が通り、山形市や朝日町方面とつながっています。

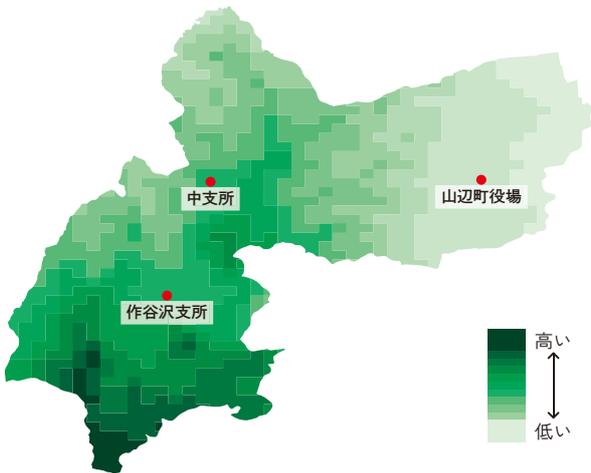
河川・流域



町中心付近を境に分かれる流域

本町は一級河川が7本、その他多くの河川が存在しています。東部の河川の多くは本町の東端を流れる須川に注ぎ込んでいますが、西部の河川は、隣接する朝日町を流れる最上川に流れ込んでおり、地図上の点線で示した箇所で境界として、本町の東西で異なる流域を有しています。

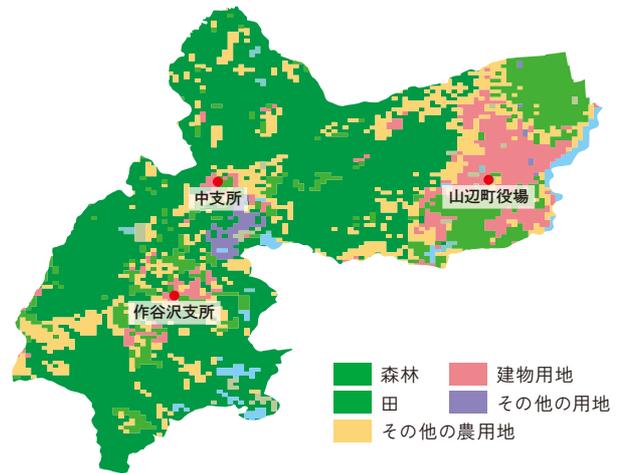
地形・標高



南西から北東に向かって低くなる地形

本町は山形県の内陸部南西側に位置し、東部の平野は山形盆地にあたります。地形は、南西の出羽丘陵の白鷹山、西黒森山、東黒森山、鳥海山から北東に向かうにつれて低くなり、東部の町役場付近は標高200m程度の台地となっています。

土地利用



東西で土地の性格が異なる分布

東部には建物用地が広がり、市街地を南北にはさむ形で田園が広がっています。西部は森林をはじめ、田畑も分布。建物も点在し、その他の用地としてゴルフ場なども分布しています。また玉虫沼をはじめとする、大小の湖沼が点在しているのも特徴的です。

7章 | 周辺市町とのつながり

■ 現在の状況

本町は、県都山形市をはじめ、南陽市・中山町・朝日町・大江町・白鷹町の計6市町に隣接しており、従来から住民の往来があり、相互に恩恵を享受しながら地域を形成してきました。交通の便が良くなるにつれて、町民の生活圏も複数の自治体にまたがるように拡大し、地域間のつながりもより強くなってきました。

自治体間の連携も消防や救急、ごみ処理等の多くの分野に及び、医療や文化の面でも機能分担や役割分担が進められており、さらなる町民の生活利便性の向上や生活機能の地域間での機能分担が求められています。

一部事務組合による事業の推進

～行政事務等の能率的かつ効率的な処理のカタチ～

現在の取り組み

地方公共団体が一部の事務を共同して処理するため、協議により規約を定めて実施します。

- 最上川中部水道企業団：上水道事業の設置経営（山形市・山辺町・中山町）
- 山形広域環境事務組合：し尿処理・ごみ処理施設の管理運営（山形市・上山市・山辺町・中山町）

地方創生・環境・交通など特定の課題解決にむけた取り組み

～広域で抱える問題にみんなで取り組む協力のカタチ～

山辺町だけでは解決が難しい広域にまたがる課題に対して、周辺の他自治体と内容に即した様々な連携の形を取りながら、解決に取り組んでいきます。

- 地方創生への取り組み（山形県、寒河江市、大江町、山辺町、河北町、西川町、朝日町、中山町）

地域への誘客および地域経済の拡大、住民生活の足の確保に向けて、山形県をはじめ、フルーツライン左沢線沿線の市町と協力して、JR左沢線を活用した広域観光振興・まちづくり（創業）・持続可能な公共交通の活性化に向けた広域連携プロジェクトを平成28年度から実施しています。

- 自然環境保全への取り組み（山形市、上山市、南陽市、山辺町、白鷹町）

白鷹山をともに境とする3市2町が協力して、白鷹山の自然環境整備を行い、自然保護、山岳観光の振興に取り組んでいます。

- 医療への取り組み（天童市・山辺町・中山町）

1市2町で救急医療対策協議会を組織し、小児急病講習を協力して実施するなど、町民が安心して過ごせる医療環境の構築に取り組んでいます。

- 交通問題への取り組み（山辺町・朝日町）

朝日町が運行している山形市直行バスに、運行経路上に位置する中山間地域の住民の利用を検討するなど、朝日町との連携の推進に取り組んでいます。

- その他

観光分野をはじめとした他の分野でも、周辺自治体との連携に取り組んでいます。

山形定住自立圏形成協定の取り組み

現在の取り組み

～行政の垣根を越えて共生する新しいカタチ～

平成23年7月5日、山形市、上山市、天童市、中山町と山辺町の3市2町が、さまざまな分野で連携を図る「山形定住自立圏形成協定」という取り組みがスタートしました。(共生ビジョンの計画期間満了に伴い、平成28年2月にビジョン改定) 山形市を中心市として、下記の3つの分野を相互に強化するべく、さまざまな取り組みを進めています。

① 生活機能の強化

- 医療：休日及び夜間における診療体制の充実
- 福祉：子育て支援センターの相互利用、子ども安全情報配信事業の拡大
- 産業振興：産学連携交流会の拡大、ナラ枯れ被害対策防除事業
- 消防防災：消防事務受委託
- その他：消費生活相談事業・年金相談事業

② 結びつきやネットワークの強化

- 地域公共交通：地域公共交通ネットワークの構築
- その他：山形市市民活動支援センターの広域活用、山形市男女共同参画センターの広域活用

③ 圏域マネジメント能力の強化

- 合同研修・人事交流：職員研修の拡充

◆山辺町の農水産物、自然環境など各種地域資源を活用した広域連携に取り組みます。

◆山形市、上山市、天童市、中山町の交通基盤や教育機関、商業施設などの都市機能を活用した広域連携に取り組みます。

◆相互に住民の定住に必要な生活機能を役割分担した広域連携に取り組みます。(通勤、通学、医療、買い物、レジャー、文化、スポーツ、レクリエーションetc.)

▶たとえば 医療分野で…救急医療体制の連携 ▶たとえば 消防分野で…119番ネットワークの充実

夜間や休日など、迅速な救急対応が難しいケースを想定し、初期救急医療の安定した体制確保を目指して、周辺市町と連携。休日夜間診療所等の連携も図っています。

山辺町から発信された119番通報を山形市消防本部が直接受信できる体制を整えました。迅速かつ安定した火災、救急出動体制の充実を図っています。

■ 機能分担の進展

本町における地理的特性や効率的な行政の実現の面からも連携を深めて行くことが求められていることから、積極的に周辺市町との連携強化を図っていきます。その1つとして、連携中枢都市圏構想があります。

連携中枢都市圏の取り組み

今後の展開

～今後の行政サービスのカタチ～

山形市を中核都市として、圏域内の市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化を図ることにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指します。

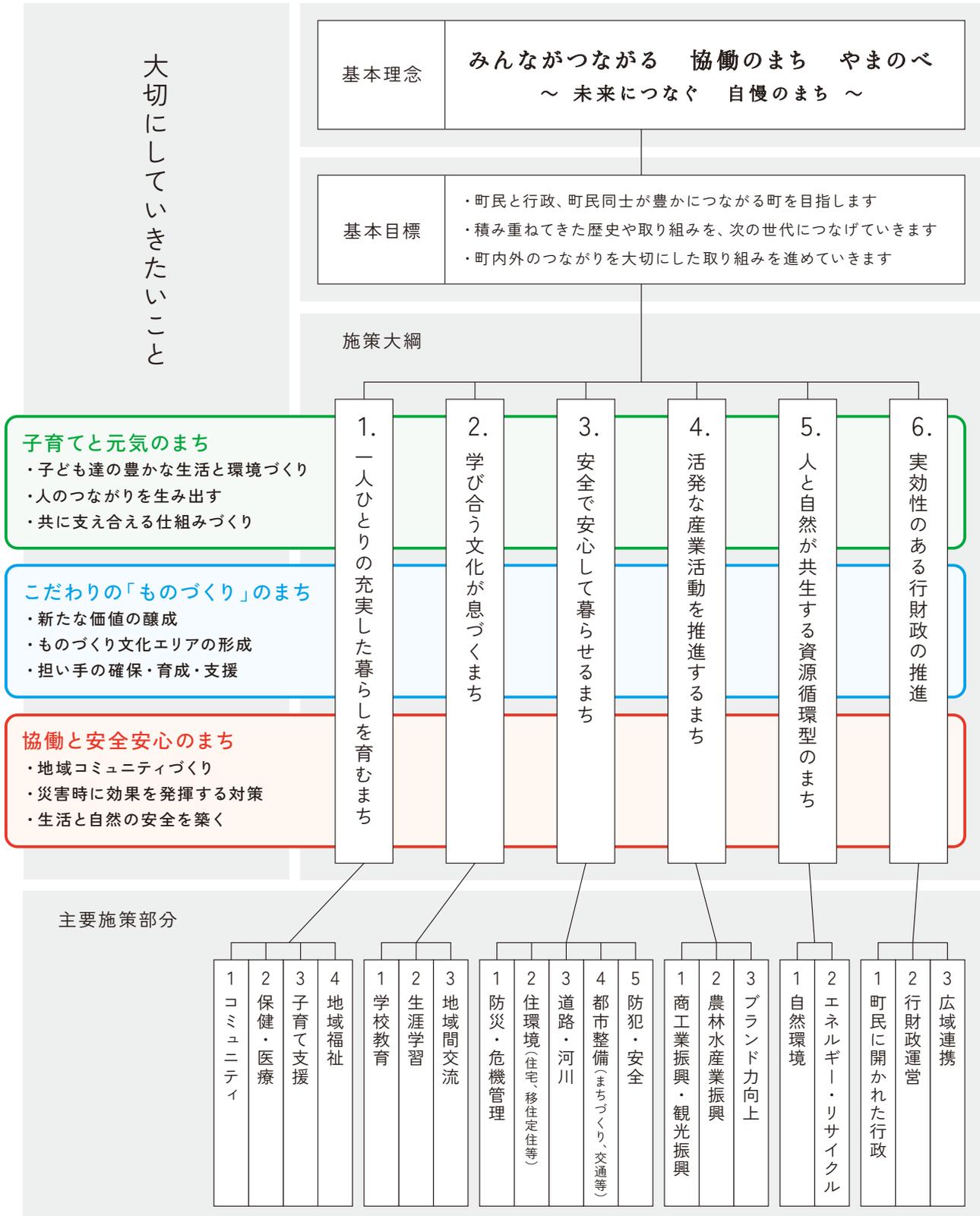
第 2 部

山辺町基本計画

本町は、3つの「大切にしていきたいこと」を念頭に置きながら、6つの施策大綱に基づき、以下に掲げる施策によって、まちづくりの基本理念や基本目標の実現を目指していきます。

次頁以降の各項目では、それぞれの分野における現状と課題及び関連する「大切にしていきたいこと」を示したうえで、今後取り組む施策を提示しています。

■ 施策の体系



※各施策において記載した右記のマークは、かかわりの深い「大切にしたいこと」を示しています。



施策大綱 1. 一人ひとりの充実した暮らしを育むまち

1. 一人ひとりの充実した暮らしを育むまち

主要施策 1-1 コミュニティ

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
地域活動に参加している人の割合	35.9%	50.0%	総合計画アンケート
男女共同参画の意識づくりができていていると感じる人の割合	21.5%	30.0%	総合計画アンケート

※総合計画アンケートの現在値は、15歳以上の町民（無作為抽出）を対象に行ったアンケート結果によるものです。

1-1
コミュニティ

施策1-1-1 地域コミュニティ

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の傾向が続くなか、町内会活動の縮小や地域のリーダーの不在、また人との深い関わり合いを避ける社会的な風潮等により、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。
- 地域コミュニティは、福祉・防災等多様な面において豊かな生活環境づくりのために必要不可欠であり、近くに頼れる人が少ない高齢者や、結婚や子育てを考える若い世代、近所で学び遊び合う子ども達にとって、地域で交流を深め世代を超えた交わりを続けていくことが大切になります。
- 本町の掲げる、町民が相互につながる協働のまちづくりを実現するためには、町民が積極的に地域コミュニティにかかわることが必要であり、町内会組織を基本としてより充実したブロック協議会単位での体制づくりや公民館等を拠点とした活動、町民の地域活動の継続的な支援・推進が求められています。
- 地域コミュニティを支える人材としては、団塊の世代の地域活動への活用やボランティア、NPOや大学等、外部の力の活用も含めて取り組んでいく必要があります。

具体的な施策



■地域コミュニティにおける協働の取り組み支援

- ・ブロック協議会による自主的な地域コミュニティ活動の充実、支援
- ・まちづくりに意欲のある団体等に対する支援
- ・社会教育の観点を踏まえ、地区公民館を地域の拠点とするコミュニティセンター化の検討
- ・三世代共生に向けた、世代を超えた地域の交流活動の推進
- ・地域コミュニティ活動の充実に向けた取り組みの推進（自主防災活動、福祉や健康づくりなど）



■地域の協働を支える人材の確保

- ・地域のリーダー、グループ、サードプレイス※の発掘、育成
 - ※サードプレイス：家や職場以外で、様々な役割を離れ、一個人としてつろぎ交流することのできる居場所。
- ・地域活動や団体活動の活性化に向けた、幅広い分野の優れた技術や知識を持った人材の発掘、活用
- ・ボランティア、NPO※、大学、先進市町村等の協力を得た地域活動の推進

※NPO (Non-Profit-Organization)：様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

個別計画 コミュニティ推進計画

施策1-1-2 男女共同参画社会

現状と課題

- 平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、地域経済や地域社会の活性化に向けて、あらゆる分野における女性の活躍を進めようという気運が高まっています。
- 性別や年齢にかかわらず、個性や能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現が求められており、やまのべ男女共同参画基本計画に基づく取り組みを、引き続き進めていく必要があります。

具体的な施策

■男女共同参画社会の推進

- ・町民、事業者を対象とした男女共同参画の促進（意識啓発、セミナー等の開催）



個別計画 やまのべ男女共同参画基本計画

主要施策1-2 保健・医療

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
健康寿命	男性79.2歳 女性84.7歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	
安心して医療を受けられる体制ができていると感じる人の割合	47.6%	50.0%	総合計画アンケート

施策1-2-1 健康づくり活動

現状と課題

○人生百年を意識する社会となり、健康上問題なく日常生活を送ることができる時間を長く保つ「健康寿命」の考えが普及しています。健康で安心して暮らせる地域社会の実現にむけて、町民一人ひとりが心身ともに健康的な生活ができるよう、町民自らが健康や食に対する意識を向上させていく必要があります。

具体的な施策

■町民自らが取り組む健康づくり



- ・町民主体の健康な暮らしの実現に向けた、生活習慣病予防をはじめとする健康づくりの支援や意識啓発（規則正しい生活リズム、運動習慣、食習慣改善など）
- ・各種検診及び健康教室、健康相談の充実、介護予防対策などの推進

個別計画 輝らりやまのべ健康 21

施策1-2-2 保健体制

現状と課題

- 地域の保健体制を充実させていくために、保健福祉センターを核として町民の健康維持管理に積極的に取り組み、疾病予防を中心とした対策を講じていく必要があります。
- 子育てしやすい町を実現していくために、保健、医療面においては、妊娠、出産、育児にかかる負担を軽減していくことが求められています。

具体的な施策



■保健体制の充実

- ・保健福祉センターを核とする保健体制の充実
- ・保健師等による健康指導の推進や感染症予防、がん検診、各種相談機会の提供
- ・個々の問題に対応した母子保健に関するサービスの提供（保健指導、健康教育など）
- ・保健衛生環境改善にむけた、狂犬病予防対策の実施や愛玩動物の飼育に関するマナー向上の意識啓発

施策1-2-3 医療制度・体制

現状と課題

- 医療制度、医療体制は、町民が安心して生活を送ることができるよう、適正な負担、受診体制を確保しておくことが必要であり、休日、夜間診療などを含め、町民が求める情報が適切に提供されるよう努める必要があります。

具体的な施策

■疾病分析と予防対策の推進

- ・町民の健康管理推進を図るため、疾病分析と予防対策の推進
- ・疾病予防を目的とした保健活動の充実と啓発（保健師等による健康指導など）



■持続可能な医療制度の推進

- ・国民健康保険事業計画に基づく、特定健診等の保健事業の推進
- ・ジェネリック医薬品の利用促進等による医療費適正化の推進
- ・国民健康保険税の収納率向上にむけた取り組み等による、運営の安定化
- ・地域医療を担う「かかりつけ医」と高度医療機関との相互連携による最適な医療の提供
- ・町民一人ひとりの「かかりつけ医」確保にむけた啓発
- ・医療費抑制に向けた糖尿病等の重症化の予防



個別計画 山辺町国民健康保険事業計画、山辺町国民健康保険特定健康診査等実施計画、山辺町データヘルス計画（策定予定）

施策1-2-4 地域医療

現状と課題

- 県内の高度医療機関が集中する山形市と隣接している本町の優位性を活かし、地域医療を担う医療機関と各高度医療機関との連携体制を構築する必要があります。
- 高度医療機関とかかりつけ医による地域医療連携システムが構築されており、町民各人への周知とかかりつけ医の確保を進めることが必要になります。

具体的な施策

■安心できる医療行政の実現



- ・医療制度の周知、休日・夜間診療等の情報提供など町民が安心して受診できる医療環境の形成
- ・定住自立圏構想等を踏まえた、山形市や周辺自治体との医療連携の推進

主要施策1-3 子育て支援

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
合計特殊出生率	1.42	1.60	
子育てしやすい環境が整っていると感じる人の割合	27.8%	30.0%	総合計画アンケート

施策1-3-1 妊娠から出産育児まで切れ目のない子育て支援

現状と課題

- 本町では、妊娠から出産、育児まで切れ目のない子育て支援を進め、子育てしやすいまちを目指す必要があります。
- 経済面や生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されないよう、子どもが健やかに育つ環境づくりを支援していく必要があります。

具体的な施策

■結婚及び妊娠から出産育児まで一貫した子育て支援体制の構築

- ・結婚したい人を支援する婚活等の取り組みや団体への支援
- ・妊娠から出産育児までの一貫した支援体制の推進
- ・親と子のふれ合いをととした絆づくり



個別計画 山辺町子ども・子育て支援事業計画

施策1-3-2 多様な保育環境の確保

現状と課題

- 本町では近年、保育ニーズが高まり多様化する傾向にあります。特に共働き世帯の増加に伴い、安心して子どもを預けられる施設の充実が望まれています。認定こども園や地域型保育をはじめ、「子ども・子育て支援法」などの多様な制度を活用しながら、町民の要望に応えていく必要があります。

具体的な施策

■保育サービスの充実



- ・「子ども・子育て支援法」等に基づく、認定こども園開設への支援や施設の充実、小規模保育も含めた児童福祉施設への支援、幼保負担格差（時間的制約、経済的負担感等）の是正、保育の安全確保と健康管理の推進
- ・放課後、子ども達が安全安心に過ごせる場として学童保育の支援

個別計画 山辺町子ども・子育て支援事業計画

施策1-3-3 子育てしやすい環境づくり

現状と課題

○子育てしやすい環境づくりにむけては、家庭と仕事の調和を保つワークライフバランス※の考え方が必要であり、事業所の協力を得ながら、妊娠出産期への配慮や家庭での時間を確保する勤務体制など、家庭を重視する環境づくりが必要です。

※ワークライフバランス (work-life balance) : 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

○子どもを取り巻く環境の変化から、かつて自然や街なかで遊んでいた子どもの姿を見かけなくなってきており、子どもが家庭や学校以外で学び遊ぶ居場所づくりなどを検討していくことが必要です。

具体的な施策

■子育てしやすい地域環境の創造



- ・子どもが地域の人や近い世代の友人とふれ合いながら学び育つ環境づくりの推進
- ・企業などにおける長時間労働の是正や育児休業制度の活用等を促すことによる、ワークライフバランスの実現
- ・「三世代まちなか同居・近居」など、高齢者世代と子育て世代がともに助け合う環境を積極的につくり、相互の負担を軽減していく取り組みの推進
- ・子育て世代への情報発信

個別計画 山辺町子ども・子育て支援事業計画

施策1-3-4 子育て支援の推進

現状と課題

- 子育てに親が一人で悩むケースも多くみられることから、子育てを通じた親同士のふれ合いや子育てについての支援、相談を充実させるなど、子育ての負担を軽減し、喜びを実感できる環境づくりが必要です。
- 長期休暇時の預かりや病児保育など、多様化する育児に関する悩みに対応するため、人員や体制を構築していく必要があります。

具体的な施策

■子育て支援サービスの推進

- ・子育て相談や子育てを通じてふれ合う場づくりの推進
- ・地域の人や子育て経験者、NPO等による子育て支援グループへの支援
- ・子育て支援センター、保育所、幼稚園、子育て支援グループ等との連携、連絡体制を強化することによる子育て支援サービスの推進
- ・地域で子どもの世話ができる人材（福祉、保育等の有資格者）の積極的な活用推進



個別計画 山辺町子ども・子育て支援事業計画

施策1-3-5 父子・母子福祉

現状と課題

- ひとり親家庭の多くは社会的・経済的に不安定な状態にあり、児童扶養手当など経済的援助が必要な状況にあることから、様々な相談に応じられる体制が必要です。

具体的な施策

■父子・母子福祉の充実

- ・ひとり親家庭に対する経済負担の軽減、子育てに関する相談体制の充実



個別計画 山辺町子ども・子育て支援事業計画

主要施策1-4 地域福祉

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
要介護認定率	18.8%	数値上昇抑制を目指す	
民生委員・児童委員の充足率	100.0%	100.0%	

施策1-4-1 高齢者福祉

現状と課題

- 高齢者が健康で生きがいを持ち続けられる、豊かな暮らしを実現できる地域社会の構築が求められています。特に高齢者は、外出機会の減少等から孤立し、閉じこもりの可能性があるため、緊急時の対応の上でも、人とのつながりを保ち、交流・ふれ合いの機会を増やしていけるような環境づくりが必要となります。
- 本町では、顔の見えるきめ細かなサービスに心掛けておりますが、引き続き福祉サービスの向上に努めていく必要があります。
- 介護福祉を維持充実させていくために、介護予防の重視や施設型から在宅型への移行など、福祉の枠組みが変わりつつあります。さらに住み慣れた地域で介護・医療・生活支援等を受けられる地域包括ケアシステムの推進が求められています。

具体的な施策

■高齢者福祉の取り組み（介護予防、地域包括ケアシステム等）



- ・中高年齢者の健康づくりや介護予防の取り組みとして、保健福祉センターを中心とした公民館等での活動推進（保健師等による介護予防対策、介護予防運動の普及支援など）
- ・高齢者同士のつながりを創出する機会の提供促進（地域が行う高齢者支援事業の活動支援、高齢者のふれ合いの場づくりの支援など）
- ・高齢者が安心して暮らせる環境・体制づくりにむけた、民間等による高齢者の生活を助けるサービス活動への支援
- ・高齢者の活躍を促進する取り組みの推進（豊富な知識や経験、技能などを活かせる場の拡大や多様な働き方を選択できる環境の整備など）
- ・地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの推進
- ・福祉施設等が行っている介護福祉事業の拡充や機能強化に対する支援
- ・高齢者の見守りや健康増進サービスの継続実施

個別計画 山辺町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画

施策1-4-2 障がい者福祉

現状と課題

- 平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障がい者が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図りつつ、必要な支援を行う必要があります。
- 平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がい者が店舗や会社などにおいて負担を感じないで暮らせるよう配慮が求められ、障がいのある人もない人も共に暮らすことができる地域社会を目指して、施設のバリアフリー化や民間事業者等に対する啓発が必要となっています。

具体的な施策

■障がい者福祉の充実

- ・在宅等の障がい者の社会参加意欲の助長促進
- ・障がい者が各自の能力・才能を発揮できる機会の創出、自立にむけた支援（各人の特性や意欲に応じた就労の機会の拡大など）
- ・公共施設のバリアフリー化の継続的な実施
- ・障がい者に対する理解を広げていくため、心のバリアフリー化を推進する仕組みの展開
- ・障がい者が地域で暮らせる福祉施設の検討



個別計画 山辺町障がい者計画、山辺町障がい福祉計画

施策1-4-3 地域福祉

現状と課題

- 健やかに共に生きる福祉のまちづくりを創造するため、社会福祉協議会等との連携により民間福祉活動を推進する必要があり、ボランティア活動への理解と参加促進が求められています。

具体的な施策

■地域福祉活動の推進

- ・社会福祉協議会や地域の学校などが行う、ボランティア等の福祉活動に対する支援
- ・民生委員、児童委員による地域における活動の周知や充実（相談、支援等）



個別計画 山辺町地域福祉計画

施策大綱 2. 学び合う文化が息づくまち

主要施策 2-1 学校教育

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
「学校に行くのは楽しいと思う」と回答する子どもの割合	87.9%	95.0%	全国学力テストアンケート
山辺の風土に根ざした子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合	39.7%	50.0%	総合計画アンケート

2. 学び合う文化が息づくまち

2-1 学校教育

施策 2-1-1 教育体制・教育環境

現状と課題

- 教育内容や学習指導力のより一層の充実が求められています。あわせて、教員の負担軽減に取り組んでいく必要があります。
- 子ども達が豊かな社会性を身に付け地域に愛着をもって育つためには、教育の果たす役割は非常に大きく、本町では、地域の枠を越え様々な体験ができるように、教育指導体制や学校教育環境を、地域社会とともに創造していくことが求められています。
- 情報化社会の進展や海外との交流が加速しており、情報教育の充実を図るとともに外国の人々や文化にふれ合う機会を確保することは重要です。また食育や環境、地域文化など、子ども達が心身共に健全に育つ環境を提供することも必要となっています。

具体的な施策

■指導体制の充実

- ・主任指導主事の配置による教育現場への助言・指導体制の充実
- ・研修等を通じた教員の資質向上、指導力向上
- ・教員の健康管理等の支援
- ・町内学校の交流連携の促進、相互の教育環境の向上



■地域の特性を活かした創造性豊かな人材の育成

- ・地域の特性を活かした教育内容・体制整備や地域との連携推進（地域を素材にした学習、食育や環境問題を扱った学習、国際理解教育など）
- ・ICT※環境の整備



※ICT (Information-and-Communication-Technology) : コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

- ・ALT※を活用した英語教育の推進

※ALT (Assistant-Language-Teacher)：日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。

- ・学校給食を通じた、安全安心な食の提供や食育の継続実施
- ・小規模校の教育環境の改善にむけた、校外のスポーツクラブ等との連携体制の検討
- ・県立山辺高等学校と小中学校との教育連携など、子ども達が幅広い視野をもって成長することができる機会の創出
- ・私立高等学校及び大学等への通学者に対する支援

個別計画 山辺町小中学校将来構想(基本計画)

施策2-1-2 幼児教育

現状と課題

- 学びや遊びの場、親世代の子育てに関する意識など、昔と比較して幼児期の子ども達を取り巻く環境は大きく変化しており、就学前教育や幼稚園から小学校にかけて切れ目のない支援が求められています。

具体的な施策

■幼児教育の充実と幼保小連携の推進



- ・子ども達の悩みと成長に関する相談、ふれ合い機能の充実
- ・幼・保・小・中・行政の代表者を構成員とするスクールクラスター連携協議会の開催等により、相互の連携を密にし、特に支援を必要とする子どもについて途切れのない支援の実施
- ・私立幼稚園への通園者に対する支援

施策2-1-3 学校施設の整備

現状と課題

- 少子化による少人数での教育環境は、児童生徒に目が届きやすい反面、子どもが様々な人の考え方にふれ合うことや仲間との競い合いにより成長していくことが難しくなってきます。また、財政面や地域事情から、将来的な学校配置の適正化が大きな課題となっており、今後、望ましい学校規模と教育環境について、地域と意見交換を重ねながら学校配置の適正化に取り組んでいく必要があります。

具体的な施策

■少子化に対応した学校施設の適正化と有効活用



- ・児童生徒数の減少に対応し、子どもが適正な環境において教育を受けることが可能となるよう、小中学校再編成の検討
- ・小中学校の再編成等による空き地、空き施設の有効活用

個別計画 山辺町小中学校将来構想(基本計画)

施策2-1-4 地域社会での学び

現状と課題

- かつて遊び場であった街なかの通りや自然の中で遊ぶ子ども達が少なくなっていることから、仲間と遊びふれ合いながら地域の社会・文化や自然とのつながりを体験できるような、地域社会と連携した学びの機会の充実が求められています。

具体的な施策

■地域社会で子ども達を育む学習プログラムの推進



- ・地域社会と連携した心を育む学習プログラム等の推進(地域活動の伝承者などによる子ども遊びや体験を提供するプログラム、自然体験など)

2.

学び合う文化が
息づくまち

2-1

学校教育

主要施策2-2 生涯学習

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
いつでも参加できる生涯学習の機会が整っていると感じる人の割合	16.7%	25.0%	総合計画アンケート
スポーツ・レクリエーションに親しめる環境ができていると感じる人の割合	31.4%	40.0%	総合計画アンケート

施策2-2-1 社会教育

現状と課題

○地域では様々なイベントが実施され、コミュニティを育んできていますが、生活圏の広域化や生活様式が多様化していることから、地域への愛着や誇りを培っていくためにも、活動を継承していくことが課題となっています。

具体的な施策

■社会教育の推進

- ・総合交流学习の推進
- ・青少年の健全育成、家庭教育の推進（赤ちゃんが先生、放課後子ども教室など）
- ・自主的なサークル活動等の支援
- ・ふるさと資料館管理運営の充実
- ・生涯学習活動の中心的な活動場所となる社会教育施設等の活用促進
- ・図書室管理運営の充実、読書活動の推進（ブックスタート、絵本の読み聞かせ会など）



施策2-2-2 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

- スポーツはコミュニケーションを促進する効果が高いことから、子ども達を育てる環境づくりに寄与するために今後ともスポーツの振興が求められており、スポーツの場や機会の提供等の環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- 平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行され、平成27年10月にはスポーツ庁が設置されるなど、全国的にもスポーツの役割が注目されており、地域で育まれた優れた選手がスポーツを推進する好循環、健康や活力に満ちた長寿社会の実現への寄与、障がい者スポーツによるリハビリ、社会参加効果など、多様なスポーツの効果が着目されています。

具体的な施策

■スポーツ・レクリエーションの振興



- ・世代を超えたスポーツを楽しむ機会の提供（総合型地域スポーツクラブなど）
- ・親子でスポーツに親しむ機会の創出
- ・指導者の確保育成に向けたスポーツ振興のための体制づくり（プロスポーツの活用、指導体制の確立など）
- ・町民ニーズを適切に把握した、体育施設の整備・運営（町民が気軽に利用できる施設の運営など）

個別計画 山辺町スポーツ振興計画（策定予定）

施策2-2-3 芸術・文化

現状と課題

- 本町は、固有の伝統文化や文化財を有しています。特に民俗芸能の分野では、面白人形芝居が貴重であり、継承発展のための活動の継続が重要です。また、文化財と伝統文化の保護、伝承、芸術文化振興のため地区文化祭への支援を続けていく必要があります。
- 地方創生の取り組みが進行する中、芸術文化等を資源として地域の活性化を図る動きが活発化しつつあり、本町においても、やまのべ総合戦略に掲げる観光交流やブランド化等の面からも地域資源の維持・発掘に取り組んでいく必要があります。

具体的な施策

■芸術・文化の伝承と活用



- ・伝統的技能や文化芸能芸術者などの顕彰と伝承
- ・芸術文化・民俗芸能の振興と推進
- ・史跡など県指定・町指定文化財の保存と継承
- ・地区文化祭への支援の推進
- ・観光交流やブランド化等の取り組みと連携した、地域活性化や知名度向上につながる芸術文化の活用

2.

学び合う文化が
息づくまち

2-2

生涯学習

主要施策2-3 地域間交流

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
他の市町村との交流が うまく行われていると感じる人の割合	12.8%	20.0%	総合計画アンケート
友好都市との交流人口	421人	650人	

施策2-3-1 地域間交流

現状と課題

- 本町は、平成16年に茨城県日立市と友好都市提携を行うなど、地域間交流を継続的に推進してきました。今後とも友好関係を継承発展させていくために、民間等を含めた総合的な交流を引き続き推進していくことが重要です。
- 人口減少が進む中、今後、産業、経済を軸とした地域間交流の推進を図る必要があります。
- 国際化が進む中、海外との交流等に向けた国際社会で活躍できる人材の育成等を行い、国際交流の推進を図る必要があります。

具体的な施策

■地域間交流

- ・友好都市交流の持続的な推進
- ・住民間の自主的な交流の支援など、地域を越えた交流の創造
- ・これまでの友好都市交流の経験を活かした新たな地域間交流の検討
- ・産業、経済の新たな地域間交流の支援
- ・国際交流の推進、国際社会で活躍できるあらゆる世代の人材育成



施策大綱 3. 安全で安心して暮らせるまち

主要施策 3-1 防災・危機管理

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
自主防災組織率	87.1%	100.0%	
災害に対応できるまちづくりができていると感じる人の割合	31.7%	50.0%	総合計画アンケート

施策3-1-1 地域防災力の充実

現状と課題

- 災害に備えて、社会基盤面での取り組みとともに、町民一人ひとりが、災害への危機意識と自主防災の意識を持ち、災害時に適切に対処できる地域防災力の強化が求められています。
- 近年では地域コミュニティの希薄化や住民同士の協力意識の低下など、地域防災力の弱体化が懸念されており、町民と行政のパートナーシップに基づく地域防災力の向上を目指していく必要があります。
- 本町は、高齢人口、単身高齢者や高齢世帯、寝たきり等の要介護者が増加傾向にあり、災害時要配慮者※の割合が増えているとともに、中山間部での過疎化も進んでおり、防災上の課題となっています。
※災害時要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等の災害施策において特に配慮を要する方
- 災害時に民間の事業所等との協力を得ることで速やかな防災活動が展開され、地域防災力の強化につながることから、平時から事業所等の協力を得ながら災害対策を講じることが求められています。

具体的な施策

■自助・共助・公助による地域防災力の強化

- ・自主防災組織による地域防災を支える体制の構築
- ・消防団や自主防災組織等を支える人材確保や参加意欲の向上
- ・消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携した、災害時の避難誘導や医療体制の整備（災害時要配慮者の安全確保など）
- ・事業所等に対し、業務継続計画（BCP）※の策定により、災害時の事業継続や早期事業再開等広く地域に役立つ取り組みの促進

※業務継続計画（BCP）：災害時に特定の重要業務が中断しない、または中断した場合でも短時間に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う損害を最低限に抑えるための対策を実施すること。またそのための計画

協働
安全

3. 安全で安心して暮らせるまち

3-1 防災・危機管理

- ・平常時の協議により災害対策等の手順の明確化（本町の応急初動対応、ライフライン復旧等の協力体制など）
- ・地域の防災力強化にむけた、防災意識を高める実践的な災害訓練の実施
- ・災害応援対策及び災害復旧を円滑にするため、各種団体や民間企業との応援体制に関する協定締結の更なる拡大
- ・災害に対する意識向上を図る啓発活動、応急時の救命措置の普及
- ・中山間部の対策として、急傾斜地等の防災基盤の整備
- ・予防・警報・避難体制の確立やドクターヘリ等を活用した救急対策などの継続的な実施
- ・ソフト面での防災対策として、危機管理体制の構築や災害時行動指針の確立（やまのべ洪水ハザードマップ、災害時住民行動マニュアルの充実など）
- ・国民保護計画に基づく危機管理対策の推進（有事における町民の生命・身体及び財産保護）

個別計画 山辺町国民保護計画、山辺町地域防災計画、山辺町消防計画、山辺町水防計画、山辺町業務継続計画（BCP、策定予定）

主要施策3-2 住環境（住宅、移住定住等）

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
年間純移動数（転入者 - 転出者）	+26人	+30人	
良好な住環境が整っていると 感じる人の割合	34.0%	40.0%	総合計画アンケート

施策3-2-1 住環境の整備・維持管理

現状と課題

- 新たな宅地需要については、周辺の住環境にあわせて適正に誘導していくとともに、これまで整備された住宅地の良好な環境を維持していくことが必要です。
- 住宅市街地においては、住宅等の老朽化が進むとともに、居住者の高齢化や子ども世代の流出などから、居住人口が減少し、空き家の増加につながっています。
- 町道などの除雪作業は、行政が主体となって実施していますが、積雪が多いときなどは、交通の安全性や救急対応などのために、早期復旧や幹線道路以外の除雪を、地域と協力しながら効率的に行っていくことが必要になります。

具体的な施策

■良好な定住環境の形成

- ・良好な住環境、自然や農業との調和を図る定住環境を確保するための住宅建設支援
- ・個別の住環境の向上にむけた、生垣設置や耐震化の支援
- ・地域と協働した除雪体制や除雪機などの整備促進による効果的な除雪の実施
- ・公営住宅長寿命化計画の見直しを含めた、公営住宅施策の実施



個別計画 山辺町公営住宅等長寿命化計画、中辺地に係る総合整備計画、作谷沢辺地に係る総合整備計画

3. 安全で安心して暮らせるまち

3-2 住環境（住宅、移住定住等）

施策3-2-2 定住化の促進・人口減少対策

現状と課題

○本町では、居住人口の減少傾向が続くとみられており、住環境の整備や公営住宅の活用等を通じて、町民に安全で安心できる快適な住宅環境を供給するとともに、新たな住民を本町に呼び込み定住してもらう取り組みや若年層の流出を食い止めることが必要となっています。

具体的な施策

■移住定住の促進

- ・山辺暮らしの魅力発信、「三世代まちなか同居、近居」の促進
- ・空き家が、周辺環境へ与える悪影響を防ぐ取り組みの推進
- ・移住定住の促進にむけた、空き家や空き店舗の利活用



個別計画 山辺町空家等対策計画(策定予定)

施策3-2-3 生活インフラの整備・維持

現状と課題

○簡易水道・下水道等の生活インフラについては、維持管理や長寿命化の取り組みにより、長期的に安定した機能の維持が求められています。

具体的な施策

■簡易水道・下水道等の生活インフラの整備・維持

- ・簡易水道施設の維持管理、長寿命化の推進
- ・下水管渠の長寿命化等による安定した機能維持
- ・環境保全に向けた合併処理浄化槽の設置促進
- ・「地方公営企業法」を適用した、簡易水道・下水道事業の安定した経営



個別計画 山辺町下水道長寿命化計画、山辺町マンホール形式ポンプ場長寿命化計画

施策3-2-4 防災基盤の整備

現状と課題

- 市街地では、木造家屋が多く火災等に対する防災機能を充実させる必要があり、今後も都市的機能の整備を進める中で、多様化する災害に対応した住環境の形成を図る必要があります。
- 地震等の大規模災害に備え、公共施設等の耐震化、情報通信基盤の整備、災害時のライフライン（電気・電話など）の確保等、災害対策事業の推進に取り組む必要があります。

具体的な施策

■防災基盤・体制の強靱化

- ・防災面に配慮した整備、維持管理（道路等の防災基盤や避難システム、各戸の安全性強化など）
- ・避難施設の整備強化
- ・雨水対策の検討

協働
安全

3.

安全で安心して暮らせるまち

3-2

住環境（住宅、移住定住等）

主要施策3-3 道路・河川

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
幹線道路の舗装修繕率	27.5%	37.5%	
道路や河川の維持管理が行われていると感じる人の割合	25.8%	30.0%	総合計画アンケート

施策3-3-1 道路・河川

現状と課題

- 道路の舗装や橋等について老朽化が進行しており、町道の維持管理費の確保が厳しくなっていることから、長寿命化の取り組み等を進めながら、必要な維持管理を進めていくことが求められています。
- 特に災害時に備えて、優先的に幹線の補修に取り組むとともに、中山間部の生活路線においても必要な路線・区間について維持管理に努めていく必要があります。
- 河川的环境保全にむけて、町民の意識啓発等に取り組んでいく必要があります。

具体的な施策

■道路・橋梁等の維持・整備

- ・交通量、幹線、支線を考慮した長寿命化計画に基づく維持管理の推進
- ・生活圏の拡大に対応した、広域幹線道路の整備の一層の推進
- ・通学路など優先順位の高い生活道路の維持、修繕
- ・災害時のインフラの被害復旧

協働
安全

■河川的环境保全

- ・水資源の保全にむけた、日常生活における水資源教育の推進（水を守る取り組みのPR普及、各種イベント等）

協働
安全

個別計画 橋梁長寿命化修繕計画（見直し予定）、舗装長寿命化修繕計画（策定予定）

施策3-3-2 防災基盤の整備

現状と課題

- 本町の中山間部では土砂災害の危険性が高い箇所もあり、土砂災害警戒区域等（54箇所）の指定がされているため、国・県と連携し、安全対策にかかわる社会基盤の整備などを図る必要があります。
- 本町には、須川をはじめ、摺鉢沢川、小鶴沢川、沢上川等があり、国・県と連携し河川の護岸改修事業、排水路管理等を図り、風水害対策を講じる必要があります。

具体的な施策

■防災基盤・体制の強靱化

- ・関係機関と連携した防災基盤の維持、修繕（地すべり防止対策、急傾斜地崩落防止対策、土石流対策、河川の維持管理と整備推進、河川護岸改修推進など）

協働
安全

3.
安全で安心して
暮らせるまち

3-3
道路・河川

主要施策3-4 都市整備（まちづくり、交通等）

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
市街化区域内人口が総人口に占める割合	60.0%	65.0%	
鉄道やバスなど公共交通が充実していると感じる人の割合	17.0%	20.0%	総合計画アンケート

施策3-4-1 魅力あるまちづくり

現状と課題

- 街なかでは、空き家や空き店舗の増加等により、にぎわいの衰退、環境の悪化が懸念されています。今後の地域の活性化にむけて、町民の日常生活や町外からの来町者の観光のため、購買や飲食サービスを受けられるエリアの形成が求められています。
- 羽前山辺駅周辺の整備とあわせて、街なかにおいてもより歩きやすいまちづくりを展開するなど、地域と協力しながら、活性化にむけた環境整備・維持活用等を進めることが必要です。
- 街なかの資源の有効活用といった観点から、閉鎖や移転を行った施設や空き地を活用してまちづくりを進めることが必要になります。

具体的な施策

■まちのにぎわい形成にむけた拠点づくり

- ・都市再生整備計画に基づき、地域と協働したまちのにぎわいの拠点となるエリアの形成
- ・地域活性化にむけた、空き家や空き店舗の利活用

協働
安全

個別計画 都市計画マスタープラン（見直し予定）

施策3-4-2 土地利用計画

現状と課題

- 少子高齢化が進む一方、社会基盤の維持管理費用の節減が求められており、人口の減少にあわせながら、生活の利便性を高めるためコンパクトな土地利用を進めていくことが求められています。
- 地域資源や地理条件を活かした地域の発展を進めていくためには、将来的な土地利用方針によって、土地の有効活用及び規制を計画的に進めていく必要があります。

具体的な施策

■土地利用構想に基づく計画的なまちづくり

協働
安全

- ・コンパクトな市街地の形成を基本として、町民生活の安全性や利便性の向上にむけた、関係機関と連携した道路網の整備
- ・安全面や環境の保全に配慮した、適正な土地利用の推進

個別計画 山辺町国土利用計画、都市計画マスタープラン(見直し予定)

施策3-4-3 町民参加によるインフラの維持管理

現状と課題

- 地域に密着した公園、道路、用排水路などの公共基盤について、町民の参加によって維持管理を推進する体制を整備し、使いやすさの向上など活用面を含めて、町民と協働で進めていく必要があります。

具体的な施策

■公園等インフラの維持管理・活用

協働
安全

- ・町民の参加による公共基盤の維持管理体制の整備
- ・子どもの遊び場のほか、防災訓練やイベントなどでの公園の活用促進

施策3-4-4 情報インフラ

現状と課題

- これまで、情報通信網の整備等を進めてきましたが、今後、新たな情報技術の展開に対応するための基盤や仕組みの整備を、必要性を見極めながら進めていく必要があります。

具体的な施策

■情報化技術の活用支援

協働
安全

- ・ICTの利活用拡大が進む中、情報技術の活用や基盤整備の支援検討

3.

安全で安心して暮らせるまち

3-4

都市整備(まちづくり、交通等)

施策3-4-5 公共交通

現状と課題

- 鉄道駅や路線バスの機能・サービス水準の維持向上が求められています。
- コミュニティバス等を、人や環境に優しい快適・便利な交通手段として位置づけ、学生、高齢者などの日常生活を支える交通として、平野部と中山間部の相互交流など、多目的な活用を模索し、利便性の向上を図る必要があります。

具体的な施策

■公共交通の維持・整備

- ・JR左沢線羽前山辺駅の利便性向上にむけた駅周辺の整備
- ・鉄道事業者と連携した、駅の運営、駅機能の維持
- ・路線バス事業者と連携した、バス路線維持にむけた利便性の向上、運営支援
- ・コミュニティバスの利便性の向上にむけた、路線・運行ダイヤ・運行形態の見直し
- ・鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通間のアクセス向上

協働
安全

個別計画 都市計画マスタープラン（見直し予定）

主要施策3-5 防犯・安全

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
交通事故件数(人身事故)	61件	50件	

施策3-5-1 防犯

現状と課題

- 本町では、犯罪件数は減少傾向にあり、防犯性の高いまちづくりが実現できています。今後もこの傾向を維持するため、地域や関係機関と連携していくことが求められています。
- 詐欺などの消費生活上のトラブルに、消費者が巻き込まれることもあり、被害者救済を支援するとともに、消費者自らが身を守るよう啓発していく必要があります。

具体的な施策

■犯罪を抑止する安全強化の取り組み

- ・防犯協会等と協力した防犯意識の高揚、防犯活動の充実強化に向けた取り組みの推進
- ・LED防犯灯や防犯カメラの設置、防犯パトロールの実施
- ・消費生活上のトラブルなどに対する町民の意識啓発支援、相談体制の整備

協働
安全

施策3-5-2 交通安全

現状と課題

- 本町の交通事故件数は増加傾向にあり、死亡事故の発生や通学路の児童の安全性確保など交通安全上の課題が存在しています。特に通学路対策や駅前周辺の整備開発に伴う駐輪対策など、環境の変化に対応した交通安全対策を地域と協力しながら進めていく必要があります。

具体的な施策

■町民を守る交通安全の取り組み

- ・交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止への取り組みの推進
- ・通学路の安全性確保にむけた交通指導員の配置、危険箇所での安全対策の実施、児童生徒への交通指導
- ・放置自転車対策の推進

子育て
元気

協働
安全

施策大綱 4. 活発な産業活動を推進するまち

主要施策4-1 商工業振興・観光振興

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
雇用機会の拡大、産業育成などが進んでいると感じる人の割合	8.3%	10.0%	総合計画アンケート
観光入込客数(年間延べ人数)	484,500人	500,000人	

施策4-1-1 高齢社会に対応した身近なサービスの確保

現状と課題

- 町外への買い物客等の流出により、空き店舗の増加など、商業機能の一部低下がみられます。進行する高齢化に備え、物販、飲食、医療、健康、福祉等の生活全般にかかわるサービスを地域で受けられる環境を維持していくことが必要になります。
- 消費者ニーズの変化やIT化、SNSの普及など、商業を取り巻く環境は変化しており、変化に対応していくことが求められます。

具体的な施策

■商業機能の活性化にむけた支援

- ・空き店舗の活用や町内の商業機能の活性化
- ・民間の取り組みを誘導支援することにより、買い物とともに、ふれ合い・コミュニケーション、観光客への情報提供、付加価値のある商業サービスの促進
- ・各事業者の商業活動改善や意識改革への支援（販路開拓の取り組みなど）



施策4-1-2 地域特性である繊維産業の再生

現状と課題

- 本町では、基幹産業としての繊維産業がこれまで地域経済を大きく支え、高い技術が蓄積されてきていますが、産業構造が変化する中、より付加価値の高い繊維産業の産地として再生・発展させていくために、高い技術や品質を活かしていくことが期待されます。

具体的な施策

■技術と品質を活かした産業の育成支援



- ・地場産業である繊維産業（ニット、手織りじゅうたんなど）の新規需要開拓や新分野創出などへの支援
- ・地場産業の周知と地域ブランドの育成（ニット館の活用など）

施策4-1-3 産業の担い手確保

現状と課題

- 今後とも本町の産業を支えていくためには、蓄積されてきた技術を伝え、事業や会社を継承していく人材が必要であり、町内や町外から産業の担い手を集めていくことが求められています。

具体的な施策

■継業・就業・創業の支援



- ・高い技術の維持、向上（技術習得を目指す人の呼び込み、若年世代の定住、産業の継業支援など）
- ・労働力人口の確保のため、女性や高齢者が働きやすい環境づくりの推進
- ・出産や子育て等で一時的に離職した女性の再就職、経験豊かな高齢者の能力活用の支援

施策4-1-4 町民が支えるイベントの持続化

現状と課題

- 本町では、町民等によるイベントがあり、町外への発信効果は大きい一方、イベントを担う町民のエネルギーが必要とされるため、持続性のある取り組みが望まれます。

具体的な施策

■町民と協働で取り組む観光イベントの推進



- ・町民と協働で取り組む、産業波及効果の高い、知名度や地域の魅力向上に寄与する取り組みの推進（地域の資源を活用した観光イベントの支援、地元産業と連携したイベントの開催など）

施策4-1-5 観光の活性化

現状と課題

- 全国的に海外からの旅行者の増加が著しく、地方にもその影響は及んできています。本町でも、多様化する観光客を迎えるために、戦略的な取り組みをもって、食や産業、歴史といった地域の資源を活用して独自の魅力を磨き上げることが求められています。
- 各地の観光資源を活用するために、より観光客に来てもらえるよう資源の質を高めることや町民によるもてなしによって活性化を図るなど、町全体としての観光の可能性を高めていくことが必要です。

具体的な施策

■地域資源を活用した観光



- ・地域の文化・産業・歴史・自然資源の再確認や資源の活用
- ・グリーンツーリズムの推進（田舎の生活を体験する農家などの民泊への開業支援）
- ・集客力を高める取り組みの推進（より質の高い観光資源としての魅力の向上、多様化する観光ニーズへの対応など）
- ・周辺自治体、各県からの集客を図るとともに、首都圏や海外などより広く観光客を集客していくための、広域的な役割分担を踏まえた取り組みの推進（周辺自治体と連携した観光ルートの開発など）

■産業の一体性推進



- ・地域産業の活性化にむけて、地産地消による地元農産物の積極的な販売促進・購買啓発や特産品、直売加工施設等の推進
- ・6次産業をはじめ、農林水産業や商工業、観光業等が連携した取り組みの推進
- ・観光振興に向けた具体的な行動を明確にし、農林水産業や商工業、観光業等の各産業に効果を波及させ地域産業を活性化するための、観光振興計画策定にむけた検討

個別計画 山辺町観光振興計画（策定予定）

主要施策4-2 農林水産業振興

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
認定農業者数	37人	40人	
耕作放棄地面積	31ha	28ha	

施策4-2-1 品質重視の農林水産業

現状と課題

- 農林水産業では、品質的に知名度の高いさくらんぼ生産をはじめ、米、りんご、ラ・フランス、花き、養豚など高い技術と確かな品質により市場に受け入れられてきた優れた製品の生産が行われています。
- 生産物の販路については、これまでも、さくらんぼは贈答用としての販路を形成してきましたが、流通環境の多様化により、市場出荷から個人への直販に移行するなどの変化が生じており、ブランド化や観光面での取り組みと連携しながら、企業経営面での努力も必要となってきました。
- 近年、鳥獣による農産物への被害が生じており、拡大の防止に向けた対応が求められています。

具体的な施策

■高い技術を軸にした農業振興

- ・農家の経営基盤の安定化にむけた各種の振興促進方策の実施、支援（集落営農への組織化・認定農業者支援・農地の集約化、経営所得安定対策の推進、市場性の高い生産物の導入に向けた支援、生産基盤の整備・維持、法人化の推進、食の安全確保など）
- ・ブランド化の取り組みと連携し、高い品質の産品を生み出す高度な生産技術を産業の活性化につなげていくための販路の開拓や技術の継承、普及促進、安定的・継続的な収量確保等の支援
- ・農地と農産物保護に向けた、有害鳥獣の適正管理の推進



個別計画 山辺町農林水産物利用促進計画、山辺町鳥獣被害防止計画

施策4-2-2 担い手の確保、農地等の荒廃・遊休化解消、経営安定化対策

現状と課題

- 本町の農業を担ってきた農家の高齢化が進んでおり、農産物の価格低迷等から所得は伸び悩み、深刻な後継者不足に直面しているとともに、担い手が不足し耕作放棄地の発生につながっています。
- 担い手不足への対策として、法人化や新規就農の受け入れなどの取り組みが進められていますが、経営の安定化、地域農家とのつながりや農業技術の継承、農地の取得等の課題を抱えており、農地中間管理機構等の活用等を通じて対策を進めていく必要があります。
- 政府が定める農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農地の集約化などの生産コスト削減の取り組み、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、多面的機能の維持・発揮を図る地域支援が進められており、これらの取り組みに基づき地域農業の再編を進め、経営安定化対策を推進していく必要があります。

具体的な施策

■担い手の確保・遊休農地の解消



- ・担い手の確保に向けた継業支援方策として、農業技術の継承、教育機会の提供、中高年営農者や新規就農者などの町外からの積極的な担い手の呼び込みの実施
- ・相談支援、農地中間管理機構等を通じた農地取得の支援、生活・経営環境の安定化支援、中山間部における生活環境の維持、農業体験機会の提供などの取り組みの推進
- ・活用方策の検討や担い手の確保による遊休農地解消に向けた取り組みへの支援

個別計画 山辺農業振興地域整備計画、農地等の利用の最適化の推進に関する指針

施策4-2-3 農林水産業の多様な活用

現状と課題

- 農林水産業は食料の供給という本来の役割に加えて、保水・遊水機能、水源涵養、土砂崩落防止等の国土保全の役割、環境負荷軽減などの多面的な役割を有しており、農業や農地の維持・保全により、地域の資源、自然環境を維持・継承していくことが求められています。
- 風土や文化に根差した農林水産業は、地域の特色を示すものであり、地産地消による食育の取り組みや6次産業化等を通じて観光交流や商業面での貢献につながるなど、多方面において地域の活性化に寄与することも期待されています。

具体的な施策

■農林水産業の多面的な機能の活用と農村振興



- ・農林水産業や農村の公益的機能の活用として、環境保全型農業の推進を図るとともに、地域ぐるみの農地・水・環境保全向上対策の多面的機能の推進（用水路保全など）
- ・ブランド化の取り組みと連携した、交流人口の増加や知名度向上を図る取り組みの推進（6次産業化の推進、中山間地域における地域資源の活用・景観維持の推進、学校教育・給食での地産地消の展開による食文化の継承、特産品の開発、農家レストランなど観光交流に寄与する取り組みの支援）

個別計画 山辺町農林水産物利用促進計画

4.

活
発
な
産
業
活
動
を
推
進
す
る
ま
ち

4-2

農
林
水
産
業
振
興

主要施策4-3 ブランド力向上

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
自慢本「やまのペプライド」への掲載数	55項目	項目数の増加を目指す	
ふるさと応援寄附金の登録記念品数	104品目	150品目	

施策4-3-1 資源の活用と継承

現状と課題

- 本町には、繊維産業をはじめとする伝統技術や「すだまり氷」をはじめとする食の資源があり、さらに対外的にも魅力的な資源とするために、洗練化を図るとともにブランドとしてのPRの充実など、知名度を向上させていく取り組みが必要となります。
- モノがあふれる時代であり、時代潮流も早く人の動きも激しいことから、伝統や知識、技術といった本町の資源が様々な時流の変遷の中でも失われぬよう、まず町内において、親から子へ、また既存の町民から新規転入者へといった資源の継承が求められています。

具体的な施策

■中長期的なブランド力向上の計画づくり・取り組みの実施



- ・中長期の計画を策定し、計画に基づいて町内外の協力を得ながら、将来的なブランド力の向上を目指す（資源の発掘、洗練、PRの推進など）

施策4-3-2 販路や生産、場所の充実

現状と課題

- 町内には特産品を扱う店舗や観光施設などが限られており、食品や繊維製品など本町の資源を町内外の人が一般に触れられる場所や機会が少ないことが課題となっています。
- 食の資源など、知名度の向上とともに、より商品として入手しやすく資源が流通に乗るよう、販路の開拓や生産量の確保など、産業と連携した生産・販売の視点からの取り組みも求められています。

具体的な施策

■町内、町外の人々の力を活用したブランド力の向上



- ・本町の資源の新たな価値の発掘、PR、ブランド化の取り組みの推進（大学、企業等の町外の力を活用した商品開発や販売方法の検討、対象を定めた効果的なマーケティングの検討など）
- ・資源の情報発信や特産品開発に向けた、町民の知見の収集活用
- ・繊維産業や農林水産業をはじめとする様々な産業の連携・取り組みなどの支援

■情報発信の取り組み



- ・国の地方創生の潮流に即した情報発信の取り組みや関係の深い他自治体のイベントを介したPR、各種イベントの開催などを通じた、本町のPR強化
- ・本町の資源の情報を入手したり産品を購入、飲食したりできる街なかのエリア形成、ブランド力の強化と収益の確保
- ・時代に即した発信手法を取り入れた様々なPR手法の活用、取り組みの推進

個別計画 山辺町農林水産物利用促進計画

4.

活
発
な
産
業
活
動
を
推
進
す
る
ま
ち

4-3

ブ
ラ
ン
ド
力
向
上

施策大綱 5. 人と自然が共生する資源循環型のまち

主要施策5-1 自然環境

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
森林や里山など自然資源がうまく保全・活用されていると感じる人の割合	8.9%	20.0%	総合計画アンケート

施策5-1-1 森林資源の保全

現状と課題

- 本町には平野部から丘陵部、中山間部と豊富な森林・緑地等の自然環境を有しており、動植物の生態系に配慮しながら、本町の面積の多くを占める森林資源等を今後とも保全していくことが求められています。
- 近年は、少子高齢化や林業の縮小に伴い、環境保全を担う人材も減少傾向にあり、森林の健全な育成や森林病害虫の除去、野生鳥獣の適正な保護・管理等が困難な状況に陥っています。これからは地域だけではなく、町民や町外の都市住民なども含めたパートナーシップに基づく里山保全活動や森林再生、緑地保全の活動が求められています。

具体的な施策

■森林資源の保全

- ・山辺町森林整備計画に基づく調和のとれた適正な活用と保全の推進
- ・地域の里山保全活動の支援などを通じた、適切な森林管理、保全の推進
- ・森林保全における町内外からの担い手確保、技術の継承などの取り組みの支援、次世代の自然保護を担う人材育成の推進



個別計画 山辺町森林整備計画

施策5-1-2 森林資源の活用

現状と課題

- 本町では、貴重な自然資源を今後も多方面の主体の関わりを通じて、健全かつ魅力的な場としていくことが、地域振興につながると考えており、身近な緑地や里山を町民・企業・他都市住民への学習・体験などの交流の場として積極的に活用を図り、社会全体として森林を守っていくことが求められています。
- 森林資源の活用に向けては、県が進める「やまがた森林（モリ）ノミクス」などと連携を通じて、林業振興（再造林の推進など）、木材産業振興（ブランド化など）、地場産木材の利用（建材や木質バイオマス利用など）、人材育成（県立農林大学校など）、森林環境教育・普及啓発（木育推進など）、技術開発・研究開発（林工連携など）、魅力づくり（都市との交流など）など、幅広い可能性の中から着実な取り組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

■森林資源の活用



- ・森林散策・森林浴の機会提供、森林や里山を舞台とした環境教育の推進（木育など環境学習、各種イベントなど）
- ・森林や里山資源を活かした観光の強化による地域活性化など、森林や里山資源を軸とした都市との交流推進

個別計画 山辺町森林整備計画

施策5-1-3 水資源・生態系の保全

現状と課題

- 本町は、玉虫沼や畑谷大沼など数多くの湖沼群、作谷沢地区などの豊富な湧水を有しており、これまでの取り組みを継承しつつ、治水・保全対策に加えて、親水空間や景観調和、生態系保全等に配慮した環境整備が求められています。
- 湖沼群や河川など水資源の保全に向けては、特定外来生物の駆除、継続的な水質検査、生活排水浄化対策、観光と環境が両立した湖沼群や水辺環境の保全対策の推進などが求められています。

具体的な施策

■水資源の保全



- ・適切な湖沼、水質の管理、保全の推進による、湖沼群や河川における水資源と生物生息域保全の推進

5.

人と自然が共生する
資源循環型のまち

5-1

自然環境

施策5-1-4 水資源の活用

現状と課題

○本町では、貴重な水資源や水辺環境を活用し、県民の森をはじめ、農村公園やパークゴルフ場などの交流拠点整備のほか、ホタル観賞や湧水の里づくりなど、行政だけではなく、町民参加による身近な活動が展開されており、今後も引き続き、水資源の保全を図りつつ、地域一体での有効活用を図っていくことが求められています。

具体的な施策

■水資源の活用



- ・県民の森、玉虫沼湖畔公園などの既存施設について、周辺の水資源を活かした維持と活性化の推進
- ・地域主体による水資源を活かした交流、活動の支援（湧水の里づくり、ホタルがすめる里づくり、滝の活用など）

主要施策5-2 エネルギー・リサイクル

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
家庭系ごみ処理量（不燃物含）	3,050t	2,900t	
ごみのリサイクル率	16.5%	17.5%	

施策5-2-1 ごみの排出削減

現状と課題

- 本町では廃棄物の処理を他市町と広域的に実施しており、ごみの排出削減は、環境負担軽減とともに経費負担軽減にもつながるため、排出削減を続けていくことが必要になります。
- 家庭ごみの発生量は減少傾向にあり、環境負荷低減に対する町民意識にも変化が見られます。この傾向を加速するとともに、民間事業者に対しても求めていくことが必要です。
- 山形広域環境事務組合では各種処理施設等の整備・修繕が行われており、特にエネルギー回収施設（新清掃工場）の整備が進められていることから、これら新たな施設を十分に活用していくことが求められています。

具体的な施策

■ごみの資源化・減量化の推進

- ・容器包装廃棄物の発生抑制・リサイクルや地域での集団資源回収の奨励、ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進
- ・山形広域環境事務組合によるエネルギー回収施設（新清掃工場）稼働に伴う、サーマルリサイクル※等の活用推進

※サーマルリサイクル：廃棄物の焼却等に際して発生する熱エネルギーを回収・再利用する仕組み

協働
安全

■町民等に対する環境意識の普及・啓発

- ・ごみの減量化や省エネルギーなどの環境対策にむけた、PRの取り組みの推進（水切りの徹底、ごみを少なくする環境学習等の意識啓発など）

子育て
元気 協働
安全

個別計画 山辺町ごみ処理基本計画

5.

人と自然が共生する
資源循環型のまち

5-2

エネルギー・リサイクル

施策5-2-2 環境悪化への対応

現状と課題

- 自然環境が豊かであり、居住地が農地や里山などに近い本町において、山林等へのごみの不法投棄、野焼き等に関連する住民間で苦情など、環境悪化をはじめとするごみを巡る問題への対応が必要となっております。

具体的な施策

■環境共生の取り組み

- ・関係機関と協力した問題発生の抑制、課題解決への取り組みの推進



施策5-2-3 省エネルギーの推進

現状と課題

- 地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減を目指し、町民及び民間事業者の省エネルギーをはじめとする環境意識の向上及び環境の改善行動の取り組みを推進していくことが求められています。

具体的な施策

■総合的なエネルギー対策の推進

- ・多様な未利用エネルギーの活用や省エネルギーの取り組みに対する活用支援、導入の検討（太陽光発電の推進や電気自動車の活用、各家庭、事業所等でのエネルギーマネジメントシステム※の導入など）
※エネルギーマネジメントシステム（EMS）：電気・熱・ガスなどのエネルギーの見える化や設備の最適運用などを通じて、エネルギー利用の効率化を実現するシステム
- ・公共施設における、省エネルギー設備の導入や電気・燃料等の資源の節約行動などの推進



個別計画 山辺町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

施策大綱 6. 実効性のある行財政の推進

主要施策 6-1 町民に開かれた行政

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
町民と行政が対話しながらまちづくりが進められていると感じる人の割合	15.7%	30.0%	総合計画アンケート
ホームページ年間閲覧件数	501,332件	700,000件	

施策6-1-1 町民との協働のまちづくり

現状と課題

- 協働のまちづくりを進めるために、町民の意見がスムーズに町政に反映される行政運営が必要になります。そのため、町政への町民の参加機会を増やし、町職員と町民との協働の取り組みを継続推進していく必要があります。
- 地域の活性化や子育て環境の改善、安全性の向上など多様な分野において町民との協働が必要となることから、町内外の有志による活動の活性化や積極的な町民へのサポートが求められています。

具体的な施策

■町民参加と協働に向けた体制整備

協働
安全

- ・多様な町民ニーズを把握するため、町長と町民の話し合い、各種計画における町民参加機会の創出など町民が町政運営にかかわる環境づくりの推進、行政情報の積極的な発信
- ・町職員と町民との相互信頼関係を醸成するため、町職員による地域担当制の継続
- ・地域自治を推進するため、ブロック協議会と地区に対する町政への理解促進
- ・町民と行政間の情報伝達、情報共有の推進

■協働のまちづくりを誘引するパートナーシップの推進

協働
安全

- ・子育て、産業、防災など、町内外の協力を得て進める取り組みについて、町民やNPOなどに対する積極的な情報提供や支援の実施

6.

行
財
政
の
推
進
実
効
性
の
あ
る

6-1
町
民
に
開
か
れ
た
行
政

施策6-1-2 情報化の進展への対応

現状と課題

- 社会全体の情報化が進む中、町民生活の利便性向上や事務効率化にむけて、マイナンバー（社会保障・税番号）制度を活用した電子自治体の構築、セキュリティ強化の取り組みを進める必要があります。

具体的な施策

■情報化等による質の高い行政サービスの推進

協働
安全

- ・総合住民情報システム等の活用による正確かつ効率的な事務の実現及び町民満足度の高い行政サービスの提供
 - ・本町の施策等の積極的な情報発信（山辺暮らしの魅力、子育て支援、観光情報など）
 - ・ソーシャルメディア※の活用など、町政の情報化（情報公開や電子自治体の構築など）の検討
- ※ソーシャルメディア：誰もが参加できる広範的な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計されたメディア。
- ・情報化に対応したセキュリティ強化の推進

主要施策6-2 行財政運営

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
経常収支比率	94.6%	88.4%	
町税（町民税・固定資産税・軽自動車税）の現年課税分収納率	98.6%	99.0%	
わかりやすく丁寧な行政サービスが提供できていると感じる人の割合	22.0%	50.0%	総合計画アンケート

施策6-2-1 効率的・効果的な行財政

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化、地域経済の低迷など行政課題を取り巻くすべての問題に対応するには財政的に困難な状況にあり、限られた財源をこれまで以上に効率的・効果的に活用する必要があります。
- 今後、公共施設などの維持、運営が困難になることなどから、必要性や効果の低い事業をより精査し、町民がより納得できる施策の実施を進めていく必要があります。

具体的な施策

■計画的・効果的な行財政運営

- ・事業に対する評価指標を設定し、有効性や達成状況を判定することにより、事業の必要性を客観的に判断し、財政状況を考慮した重要性や緊急性の高い事業を優先的に実施
 - ・限られた財源を効率的に活用し、財政計画や公共施設等総合管理計画などに基づく、適正な財政運営
 - ・公共施設におけるPPP※等の取り組みなど民間活力の活用推進
- ※PPP (Public-Private-Partnership: 官民の連携): 官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現する手法。
- ・資源を有効に活用した収益の確保
 - ・不要資産の売却等による財政負担の軽減
 - ・財政状況に関する情報の積極的な提供（町民が理解しやすいかたちの財政事情の広報など）
 - ・行財政改革の推進を図るとともに、行財政の効率化にむけた新たな行政管理手法の活用

個別計画 山辺町公共施設等総合管理計画、山辺町行財政改革実施計画、収納対策基本計画（見直し予定）

6.

行 実
財 効
政 性
の の
推 推
進 進
あ
る

6-2

行
財
政
運
営

施策6-2-2 人材の育成と活用

現状と課題

○行政の抱える問題・課題の多様化が進むとともに、地域の独自性、魅力を発揮し課題解決に取り組む自治体が増えてきていることから、本町でも町の魅力を活かし特性に合わせた施策を講じていくために、施策を担う町職員のスキルアップや体制の強化が求められています。

具体的な施策

■町職員の能力開発・チーム体制等

- ・町職員の能力を高めるために、各分野の専門家等の協力を得た、意識改革や研修によるスキルアップの実施
- ・再任用制度を活用した、経験や技術の継承及び人材の適正配置
- ・町職員が町民との協働の中で得られた情報や工夫、発想を実現につなげていく提案システムの再構築
- ・町職員による庁内の分野横断的なチーム体制の構築

個別計画 山辺町定員管理計画

主要施策6-3 広域連携

主要施策に関する成果指標

指標	現在値	目標値	備考
広域行政による取組件数 (地方自治法の規定に基づく 一部事務組合、広域連合、 事務委託によるもの)	18件	多様な分野での 広域連携の 検討を進める。	

施策6-3-1 山形市及び周辺自治体との広域連携

現状と課題

- 本町は県都山形市に隣接しており、本町から山形市に通勤等を行っている居住者も多く、また消防・救急等の面において自治体間での広域連携を進めています。今後とも行政の効率化や広域化する町民生活への適応といった面から、山形県や周辺の他自治体と連携を強化する必要があります。
- 本町と山形市、上山市、天童市、中山町との間で定住自立圏形成協定が締結されており、生活機能の強化、結びつきの強化、圏域マネジメント能力の強化といった取り組みを進めています。

具体的な施策

■生活活動・経済活動に即した広域連携の展開



- ・本町だけでは解決が難しい広域にまたがる課題解決にむけた、周辺自治体との様々な連携の推進
- ・定住自立圏や連携中枢都市圏などの取り組みにおける、効率的な行政の実現にむけた連携分野の検討、推進

施策6-3-2 県内・東北圏・大都市圏とのつながり

現状と課題

- 情報の伝達や人の移動が活発になっている中、地域独自の魅力を、観光や産業、交流など各分野の活性化につなげていくために、県内や東北圏、大都市圏への情報発信や企業間連携等の民間活動の支援等に取り組んでいく必要があります。

6.

実効性の
ある
行政の
推進

6-3
広域
連携

具体的な施策



■つながりを活かした地域の魅力発信

- ・産業、観光、ブランド化等の分野における、積極的な情報発信の強化（周辺自治体や友好都市をはじめ、東北圏、大都市圏等へのPRや見本市への参加など）

施策6-3-3 災害時における相互応援協定

現状と課題

- 「災害対策基本法」に基づき災害応急対策を実施するため、県外自治体では唯一茨城県日立市と相互の応援体制について協定を締結していますが、更なる拡大の必要性が問われています。

具体的な施策



■災害対策として望まれる広域連携

- ・災害応急対策及び災害復旧を円滑にするため、相互応援体制について、連携を希望する地域及び自治体規模、協定締結可能性の検討

第 3 部

資料編

1. 策定体制

山辺町総合計画策定要綱

(平成28年訓令第10号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、第5次山辺町総合基本計画（以下「総合計画」という。）の策定について計画的かつ円滑な推進を図るため、総合計画を策定するための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合計画」とは、次に掲げる基本構想、基本計画及び実施計画から構成されるものをいう。

- (1) 基本構想 町の目指す理念、将来像及びこれを達成するためのまちづくりの基本目標を示したもの
- (2) 基本計画 基本構想に示す基本目標を具現化するために必要な施策を、体系的に定めた計画
- (3) 実施計画 基本計画で定められた施策に基づき、具体的な事務事業の実施に関して単年ごとに定めた計画

(計画期間)

第3条 基本構想及び基本計画の計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成39年度を目標年次とする。

(総合計画策定調整委員会等の設置)

第4条 基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、次の委員会を設置する。

- (1) 総合計画策定調整委員会（以下「調整委員会」という。）
- (2) 総合計画策定職員委員会（以下「職員委員会」という。）

(調整委員会)

第5条 調整委員会は、職員委員会で作成された基本構想等の素案について検討し、原案を作成する。

- 2 調整委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、山辺町課設置条例（昭和47年条例第3号）第1条に規定する課の長、会計管理者、議会事務局長、山辺町教育委員会事務局組織規則（平成19年教育委員会規則第1号）第2条に規定する課の長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調整委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(職員委員会)

第8条 職員委員会は、専門部会で作成された基本構想等の素案の調整を行う。

2 職員委員会の委員は、主幹級及び係長級の職にある者をもって充てる。

3 職員委員会に、その所掌事務を分掌させるため次の専門部会を置く。

- (1) 協働部会
- (2) ふれあい部会
- (3) 安全安心部会
- (4) 産業部会
- (5) 環境部会
- (6) 行政運営部会

4 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する。

5 部会長は、専門部会を総括し、副部会長は、部会長を補佐する。

6 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(若手職員会議の設置)

第9条 職員参加の一つとして、若手職員20人程度で若手職員会議を組織する。

2 若手職員会議の委員は、所属長から推薦された職員をもって充てる。

3 若手職員会議は、基本構想の素案策定に当たり、職員委員会に意見を述べ、又は提案することができる。

(庶務)

第10条 総合計画策定に関する庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年8月12日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

山辺町総合計画策定住民委員会設置要綱

(平成28年告示第92号)

(設置)

第1条 第5次山辺町総合計画の策定に当たり、町民参加による広い視点から意見を求めるため、山辺町総合計画策定住民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、山辺町総合計画のうち基本構想に関する事項について意見交換及び検討を行い、町長に提言するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、15人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、各分野の団体から推薦を受けた者、公募による者及び学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

4 会議は、原則公開とする。

(意見の尊重)

第6条 町長は、委員会より意見を受けたときは、その内容を尊重するよう努める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

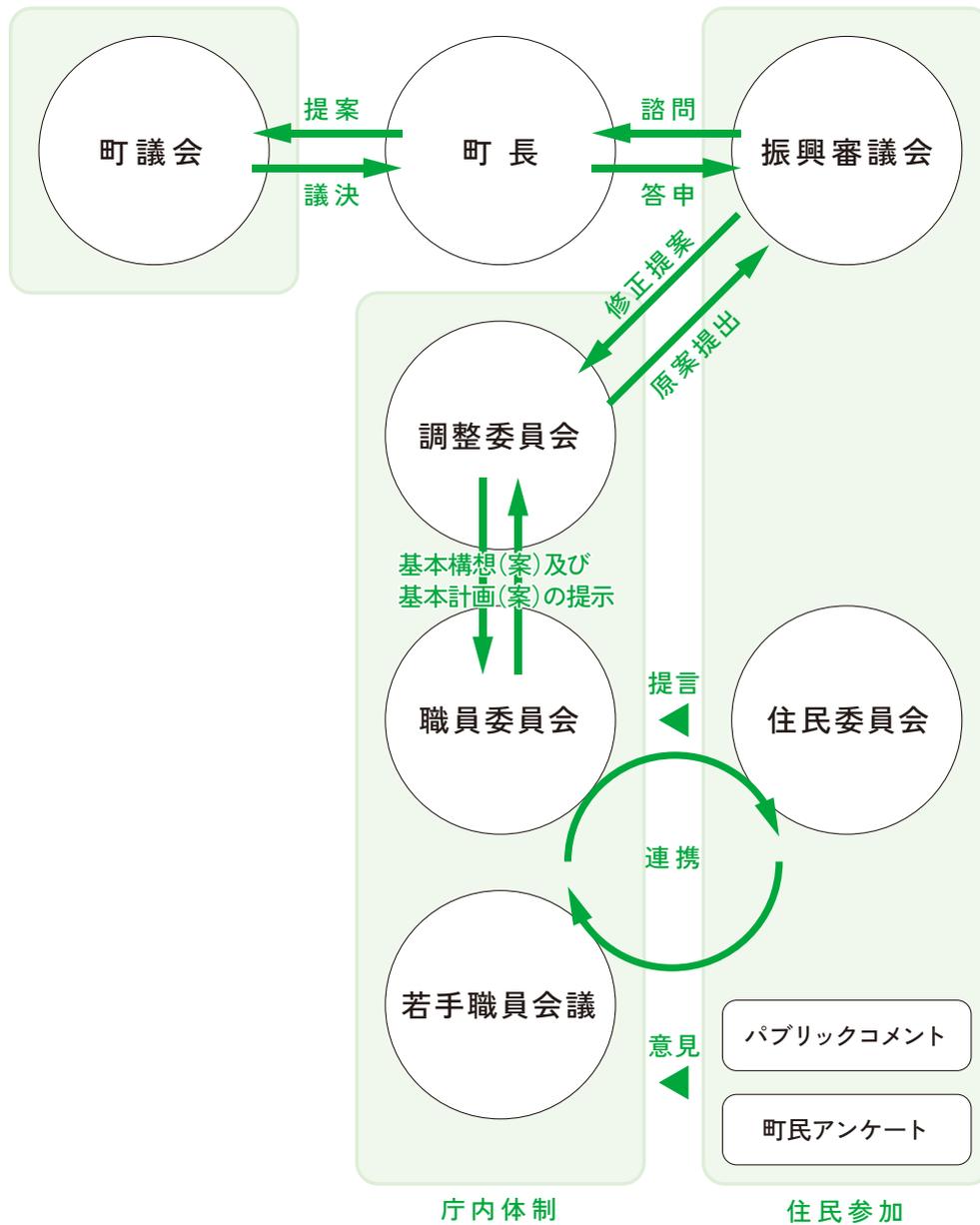
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成28年8月12日から施行する。

体制図



- 調整委員会(副町長、教育長、課長級職員 10 名)
- 職員委員会(係長級職員 38 名)
- 若手職員会議(副主幹級以下の職員 22 名)
- 住民委員会(下記の団体から推薦を受けた者 13 名、公募委員 3 名の合計 16 名)

山辺町民生委員・児童委員連絡協議会、山辺町社会福祉協議会、山辺町PTA連合会、山辺の里スポーツクラブ、学校法人仙英学園ゆりかご幼稚園、学校法人後藤学園やまべ幼稚園、山辺町消防団、山辺町交通安全母の会、山辺商業協同組合、山辺町観光協会、山辺町青年農業者連絡協議会、山辺町消費生活研究会、一般社団法人山辺青年会議所

2. 策定経緯

第5次山辺総合計画（基本構想）等の協議、検討経過

	月日	会議名称等	内容
平成28年	2月29日～ 3月13日	町民アンケート	15歳以上の町民（対象者 3,000人、回収 1,480票、回収率 49.3%）
	3月	職員アンケート	
	3月～6月	各課ヒアリング	
	6月1日	政策推進会議	第5次山辺町総合計画策定について
	6月3日	町議会全員協議会へ報告	第5次山辺町総合計画策定スケジュールについて
	7月11日	政策推進会議	第4次山辺町総合計画施策評価・分析等について
	8月9日	第1回 山辺町振興審議会	山辺町総合計画策定並びに山辺町国土利用計画改定の諮問、協議
	8月24日	第1回 職員委員会	現状の確認と課題の共有
	8月31日	第1回 若手職員会議	現状の確認と課題の共有
	10月3日	第2回 職員委員会	課題整理と対策の意見集約
	10月6日	第1回 住民委員会	山辺町をとりまく現状と課題の確認
	11月7日	第2回 住民委員会	抽出された課題への対応を検討
	11月7日	第2回 若手職員会議	課題整理と対策の意見集約
	12月14日	第3回 職員委員会	総合計画基本構想（骨子案）に向けた意見集約
平成29年	1月25日	第3回 住民委員会	委員意見を集約
	1月25日	第1回 調整委員会	総合計画基本構想（骨子案）の検討
	2月19日	町議会全員協議会へ報告	第5次山辺町総合計画策定進捗状況について
	2月28日	第4回 職員委員会	総合計画基本構想（骨子案）の検討
	2月28日	第3回 若手職員会議	総合計画基本構想（骨子案）の検討
	3月8日	提言書の提出	住民委員会より、提言書の提出
	3月13日	第2回 調整委員会	総合計画基本構想（骨子案）の検討
	3月22日	第2回 山辺町振興審議会	総合計画基本構想、国土利用計画改定の協議
	5月19日	第5回 職員委員会	総合計画基本構想（案）の検討
	5月24日	町議会全員協議会へ報告	第5次山辺町総合計画策定進捗状況について
	5月31日	第3回 調整委員会	総合計画基本構想（案）の検討
	6月14日	第4回 調整委員会	総合計画基本構想（案）の検討
	6月14日 ～16日	各課ヒアリング	総合計画基本計画（案）について
	7月5日	第3回 山辺町振興審議会	総合計画基本構想（案）の協議
	7月14日	第5回 調整委員会	総合計画基本構想（案）の検討
	7月21日	第1回 国土利用計画担当者会議	国土利用計画（案）の検討
	8月8日	第2回 国土利用計画担当者会議	国土利用計画（案）の検討
	8月23日	第3回 国土利用計画担当者会議	国土利用計画（案）の検討
	8月29日	第6回 調整委員会	総合計画基本構想（案）及び国土利用計画（案）の検討
	9月8日	第7回 調整委員会	総合計画基本構想（案）及び国土利用計画（案）の検討
	9月19日	第4回 山辺町振興審議会	総合計画基本構想（案）及び国土利用計画（案）の協議
	10月2日	第8回 調整委員会	総合計画基本計画（案）及び国土利用計画（案）の検討
	10月16日	第5回 山辺町振興審議会	総合計画基本構想（案）、総合計画基本計画（案）及び国土利用計画（案）の協議
	10月18日 ～31日	パブリックコメントの募集	町広報紙及び町のホームページで、総合計画基本構想（案）及び国土利用計画（案）についてに対するパブリックコメントを募集
	10月24日	第7回 職員委員会	総合計画基本計画（案）の検討

	月日	会議名称等	内容
平成29年	11月6日	第9回 調整委員会	総合計画基本計画(案)及び国土利用計画(案)の検討
	11月14日	第6回 山辺町振興審議会	総合計画基本計画(案)及び国土利用計画(案)の協議
	11月14日	山辺町振興審議会答申	第5次山辺町総合計画(原案)並びに山辺町国土利用計画(原案)の答申
	11月21日	町政経営会議	振興審議会からの答申を受け、計画(原案)について協議、検討
	11月27日	町議会全員協議会へ報告	山辺町総合計画基本構想の変更について
	12月8日	町議会において議決	

3. 審議会条例

山辺町振興審議会条例

(昭和41年条例第5号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、山辺町振興審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町振興計画の策定、変更、その他の実施に関し、必要な調査及び審議を行なわせるため、山辺町振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会の議員 4人
- (2) 教育委員会の委員 2人
- (3) 農業委員会の委員 2人
- (4) 公共的団体等の役員及び職員 11人
- (5) 学識経験を有する者 6人

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関する必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 山辺町建設審議会条例（昭和32年町条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

4. 委員名簿

山辺町振興審議会委員名簿

区分	氏名	職名	備考
会長	齋藤 邦彦	学識経験者（山辺町議会議長）	5号委員（平成29年9月6日から）
会長	鍋倉 竹志	学識経験者（前山辺町議会議長）	5号委員（平成29年9月5日まで）
職務代理者	會田 保兵衛	山辺町農業委員会会長	3号委員（平成29年4月1日から）
職務代理者	吉田 晃	山辺町農業委員会委員	3号委員（平成29年3月31日まで）
委員	神保 稔	山辺町議会議員	1号委員（平成29年9月6日から）
	樋口 和男	山辺町議会議員	1号委員
	武田 啓一郎	山辺町議会議員	1号委員
	安達 春彦	山辺町議会議員	1号委員
	本田 四志子	山辺町議会議員	1号委員（平成29年9月5日まで）
	白田 宗綱	山辺町教育委員会委員	2号委員（平成29年4月1日から）
	齋藤 優子	山辺町教育委員会委員	2号委員（平成29年10月11日から）
	柏木 敦子	山辺町教育委員会委員	2号委員（平成29年4月1日から平成29年10月10日まで）
	渡邊 健	山辺町教育委員会委員長	2号委員（平成29年3月31日まで）
	工藤 廣子	山辺町教育委員会委員長職務代理者	2号委員（平成29年3月31日まで）
	多田 美幸	山辺町農業委員会委員	3号委員（平成29年4月1日から）
	高橋 新一郎	山辺町農業委員会委員	3号委員（平成29年3月31日まで）
	鈴木 正志	山形農業協同組合理事	4号委員
	枝松 弘明	山形農業協同組合山辺支店支店長	4号委員（平成29年4月1日から）
	推名 寛	山形農業協同組合山辺支店支店長	4号委員（平成29年3月31日まで）
	峯田 季志	山辺町商工会会長	4号委員
	佐竹 弘行	山辺町商工会青年部長	4号委員（平成29年5月9日から）
	後藤 博史	山辺町商工会青年部長	4号委員（平成29年5月8日まで）
	多田 成	山辺ニット同業会会長	4号委員（平成29年9月1日から）
	峯田 典彦	山辺ニット同業会会長	4号委員（平成29年8月31日まで）
	渡邊 清志	山辺商業協同組合代表理事	4号委員
	多田 徳三郎	山形地方森林組合理事	4号委員
	江口 順市	最上川中流土地改良区理事	4号委員
	後藤 一子	国際ソロプチミスト山辺会長	4号委員（平成29年4月1日から）
	川口 隼子	国際ソロプチミスト山辺会長	4号委員（平成29年3月31日まで）
	三浦 康市	山辺公民館長	4号委員
	峯田 和宜	一般社団法人山辺青年会議所理事長	4号委員（平成29年1月1日から）
	鈴木 義人	一般社団法人山辺青年会議所理事長	4号委員（平成28年12月31日まで）
	三浦 光博	学識経験者（大寺公民館長）	5号委員
	奥山 健悦	学識経験者（中公民館長）	5号委員
吉田 政治	学識経験者（作谷沢公民館長）	5号委員	
吉田 幸市	学識経験者（相模公民館長）	5号委員	
武田 功一	学識経験者（近江公民館長）	5号委員	

1号委員：町議会の議員

【順不同・敬称略】

2号委員：教育委員会の委員

3号委員：農業委員会の委員

4号委員：公共的団体等の役員及び職員

5号委員：学識経験を有する者

山辺町総合計画策定住民委員会名簿

区 分	氏 名	所属団体名	備 考
委 員 長	久連山 良夫	社会福祉法人 山辺町社会福祉協議会	
副 委 員 長	三吉 博史	学校法人仙英学園 ゆりかご幼稚園	
委 員	笠原 壽	山辺町民生委員・児童委員連絡協議会	
	稲村 清美	山辺町PTA連合会	
	沼尻 明男	山辺の里スポーツクラブ	
	渡邊 充枝	学校法人後藤学園 やまべ幼稚園	
	武田 修	山辺町消防団	
	久連山 信子	山辺町交通安全母の会	
	国井 浩嘉	山辺町観光協会	
	渡邊 洋三	山辺商業協同組合	
	佐藤 光之	山辺町理青年農業者連絡協議会	
	佐藤 美知子	山辺町消費生活研究会	
	渡邊 直志	一般社団法人山辺青年会議所	平成29年1月25日から
	峯田 和宜	一般社団法人山辺青年会議所	平成29年1月24日まで
	後藤 禮三	公募委員	
	後藤 俊榮	公募委員	
	佐藤 由幸	公募委員	

【順不同・敬称略】

山辺町総合計画策定調整委員会名簿

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
委 員 長	清野 康隆	副町長	
副 委 員 長	安達 幸司	教育長	
委 員	佐藤 正彰	総務課長	
	佐藤 英敏	防災対策課長	平成29年4月から
	渡邊 浩樹	政策推進課長	平成29年4月から(平成29年3月まで産業課長(併)農業委員会事務局長)
	宗田 一彦	政策推進課長	平成29年3月まで
	村山 行宏	税務課長(兼)会計管理者	平成29年4月から(平成29年3月まで税務課長)
	長岡 恒多夫	町民生活課長	平成29年4月から(平成29年3月まで建設課長)
	高内 浩子	保健福祉課長	平成29年4月から
	吉田 美智子	保健福祉課長	平成29年3月まで
	佐藤 義朗	産業課長(併)農業委員会事務局長	平成29年4月から
	高橋 新也	建設課長	平成29年4月から(平成29年3月まで会計管理者)
	多田 利明	議会事務局長	
	吉田 郁男	教育委員会事務局教育課長	平成29年4月から(平成29年3月まで町民生活課長)
	峰田 順一	教育委員会事務局教育課長	平成29年3月まで

山辺町総合計画策定職員委員会名簿

区分	氏名	役職名	備考
委員	阿部 孝之	総務課 主幹兼庶務係長	
	岩城 真也	総務課 財政管理係長	平成29年4月から(平成29年3月まで政策推進課財政係長)
	佐藤 英敏	総務課 危機管理室長兼管理係長	平成29年3月まで
	朽木 良次	中支所長	平成29年4月から
	武田 直文	作谷沢支所長	
	三部 洋	防災対策課 危機管理係長	平成29年4月から(平成29年3月まで建設課道路河川係長)
	川口 崇	防災対策課 防災係長	平成29年4月から(平成29年3月まで総務課危機管理室防災係長)
	秋葉 雅司	政策推進課 総合戦略係長	平成29年4月から(平成29年3月まで政策推進課企画情報係長)
	埜田 博	政策推進課 情報統計係長	平成29年4月から
	平 英二	政策推進課 協働推進係長	
	高橋 敦子	税務課 町民税係長	平成29年4月から(平成29年3月まで町民生活課住民係長)
	大山 静香	税務課 固定資産税係長	
	三浦 浩人	税務課 収納対策室長兼収納対策係長	
	渡辺 節子	税務課 収納対策室 収納管理係長	平成29年4月から(平成29年3月まで会計課会計係長)
	木村 ひろみ	町民生活課 住民係長	平成29年4月から(平成29年3月まで税務課町民税係長)
	後藤 忠秀	町民生活課 生活環境係長	平成29年4月から
	北條 智洋	町民生活課 国保医療係長	
	遠山 進	保健福祉課 福祉係長	平成29年4月から(平成29年3月まで町民生活課生活環境係長)
	高内 浩子	保健福祉課 主幹兼福祉係長	平成29年3月まで
	川口 美佐紀	保健福祉課 介護保険係長	平成29年4月から(平成29年3月まで保健福祉課保健福祉センター介護支援係長)
	武田 紀子	保健福祉課 子育て支援係長	
	鈴木 美重子	保健福祉課 安達峰一郎記念保育所長	
	佐藤 春美	保健福祉課 主幹兼安達峰一郎記念保育所事務長	平成29年4月から(平成29年3月まで教育委員会事務局教育課学校教育係長)
	小座間 美紀子	保健福祉課 安達峰一郎記念保育所総括保育士	
	清水 瞳	保健福祉課 保健福祉センター保健指導係長	
	安達 久博	保健福祉課 保健福祉センター介護支援係長	平成29年4月から(平成29年3月まで議会事務局議事係長)
	牧野 友裕	産業課 農政係長	
	武田 忍	産業課 担い手支援係長	平成29年4月から(平成29年3月まで保健福祉課介護保険係長)
	鈴木 司	産業課 農村整備係長	
	渡辺 純永	産業課 商工観光係長	平成29年4月から
	佐藤 義朗	産業課 主幹兼商工観光係長	平成29年3月まで
	青木 稔	建設課 管理用地係長	平成29年4月から(平成29年3月まで税務課収納対策室収納管理係長)
	長谷川 友浩	建設課 道路河川係長	平成29年4月から
菱沼 敏幸	建設課 都市整備係長		
長岡 康一	建設課 上下水道係長		
須貝 真由美	会計課 主幹兼会計係長	平成29年4月から(平成29年3月まで総務課主幹兼管財係長)	
村山 幸一	議会事務局 主幹兼議事係長	平成29年4月から(平成29年3月まで建設課主幹兼管理用地係長)	
丹野 文	教育委員会事務局教育課 総務係長		
後藤 美希	教育委員会事務局教育課 学校教育係長	平成29年4月から	

山辺町総合計画策定職員委員会名簿

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
委 員	三浦 道子	教育委員会事務局教育課 社会教育係長	
	渡辺 利弘	教育委員会事務局教育課 社会体育係長	平成29年4月から(平成29年3月まで中支所長)
	渡辺 宏	教育委員会事務局教育課 学校給食センター所長	平成29年4月から(平成29年3月まで教育委員会事務局教育課主幹兼社会体育係長)
	渡辺 政裕	教育委員会事務局教育課 学校給食センター所長	平成29年3月まで
	佐藤 竜	農業委員会事務局 農地係長	
事 務 局	鈴木 宏美	政策推進課 副主幹	
	山口 嘉講	政策推進課 主査	平成29年4月から
	後藤 忠秀	政策推進課 副主幹	平成29年3月まで
	後藤 由貴	政策推進課 主任	平成29年3月まで

山辺町総合計画策定若手職員会議名簿

【平成 28 年度現在】

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
委 員	佐藤 貴裕	総務課 副主幹	
	寺嶋 政之	総務課 主任	
	朽木 良次	政策推進課 主査	
	笹原 章裕	政策推進課 主事	
	山口 智大	税務課 主任	
	鈴木 美郷	税務課 主事	
	半田 裕美	町民生活課 主査	
	後藤 和幸	町民生活課 主査	
	佐藤 弥栄	保健福祉課 保健師	
	半田 茜	保健福祉課 栄養士	
	高橋 美保子	保健福祉課 管理保育士	
	渡辺 純永	産業課 副主幹	
	鎌上 寛史	産業課 副主幹	
	酒井 佑太	産業課 主任	
	後藤 智宣	産業課 主事	
	渡部 祐太	産業課 主事	
	中川 希樹	建設課 主査	
	三浦 宏文	建設課 主任	
	冨田 由美子	会計課 主査	
	大宮 基靖	教育委員会事務局教育課 主査	
三浦 龍典	教育委員会事務局教育課 主任		
武田 洋明	農業委員会事務局 主任		

5. 町の概要

人口

14,369人（平成27年国勢調査）

町章 （昭和47年11月3日制定）



山辺の「や」の文字をデザイン化し、町の平和と団結を願い、親和の中にその飛躍を簡明に象徴したものの。

町民憲章

山辺町民憲章を次のとおり制定する。私たちは、歴史と伝統に輝く緑と湖沼のふるさと山辺の町民です。私たちは、この豊かな郷土をさらに発展させるため、力を合わせて五つの目標の達成に務めます。

1. 自然を愛し環境を整え、美しい町をつくりましょう。
2. 心と体を鍛え、健康で明るい町をつくりましょう。
3. きまりを守り助け合い、住みよい町をつくりましょう。
4. 産業を興し勤労を尊（たつと）び、豊かな町をつくりましょう。
5. 教養を深め、薫（かお）り高い文化の町をつくりましょう。

花・鳥・木 （昭和55年4月1日制定）



リンドウ

古来ふるさとの山に自生し、花期も長く(8月～10月)つつましく、気品ある花であり、観賞用としても高く評価され、町民の生活にとけこみ愛される花となっている。



オオタカ

白鷹山地に生息し、威厳と迫力をそなえ、その勇壮さ、美しさは抜群で、躍進する山辺の将来を象徴している。



キヤラ木

イチイ科の常緑針葉樹。常に緑を保ち、耐寒、耐虫性に富み、生命力の強いふるさとの木として人々から愛されている。

町の広さ

東西の距離	南北の距離	周囲	面積
11.85km	11.85km	50.0km	61.45km ²

参考URL

<https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/soshiki/4/shoukai-gaiyou.html>

第5次山辺町総合計画
平成30年3月発行(平成29年12月策定)
発行・編集:山辺町役場

住 所 :〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
T E L : 023-667-1111(代表) F A X : 023-667-1112
U R L : <http://www.town.yamanobe.yamagata.jp>
E-Mail : kouhou@town.yamanobe.yamagata.jp

